

JSAI
全国歴史資料
保存利用機関
連絡協議会

会報

The Japan Society of
Archives Institutions
No.113 2023 . 3

ホームページアドレス <http://www.jsai.jp>

第48回 滋賀大会特集号

目次

■大会テーマ・大会日程		2
■開会行事		
会長あいさつ	全国歴史資料保存利用機関連絡協議会会長 荒井 宏親	3
開催地あいさつ	滋賀県総合企画部長 東 勝	4
来賓あいさつ	独立行政法人国立公文書館長 鎌田 薫	5
■研修会		
アーカイブズのための電子記録入門 公益財団法人渋沢栄一記念財団 金 甫榮・大仙市アーカイブズ	蓮沼 素子	6
■特別研修会「認証アーキビストのこれからを考える」		
《趣旨説明・問題提起》		
全史料協における文書館専門職への取り組み	大会・研修委員会委員 埼玉県立文書館 新井 浩文	9
《認証アーキビストの声》		
なぜ実務経験が必要なのかー認証アーキビストに求められることー	福井県文書館 柳沢美美子	12
認証アーキビストと公文書管理担当職員～アーキビストの認知度を高めるために～	飯能市立博物館 尾崎 泰弘	14
《コメント》		
認証アーキビスト実態調査結果について	国立公文書館 公文書専門官 島田 越幸	16
《質疑・討論》		
特別研修会 質疑記録	大会・研修委員会	19
■大会テーマ研究会「公文書管理条例と向き合う公文書館 ー認証アーキビストの挑戦ー」		
大会趣旨説明	大会・研修委員会	22
報告1 公文書管理条例の制定と情報公開制度	滋賀県立公文書館 阿部 弘	24
報告2 県立公文書館の概要と評価選別	滋賀県立公文書館 岡田 昌子	27
報告3 県民に開かれた公文書館に向けてー認証アーキビストに何ができるかー	滋賀県立公文書館 大月 英雄	30
報告4 滋賀県内市町におけるアーカイブズの土壌についてー近江八幡市の事例から考えるー	近江八幡市総合政策部文化振興課 鳥野 茂治	33
質疑・総合討論	大会・研修委員会	37
■ポスターセッション		
アーカイブする市民とともに考えるーNPOによるオンライン連続講座に協力してー	立教大学共生社会研究センター 平野 泉	43
教養教育科目「アーカイブズ入門」という試み	岡山大学文学部 松岡 弘之	45
アーカイブ資料のオンライン展示継続の課題ー京都大学研究資源アーカイブ「展示コンテンツ」の事例からー	京都大学総合博物館 五島 敏芳・戸田健太郎	47
■施設紹介		
滋賀県立公文書館	滋賀県立公文書館 岡本 和己	50
■大会参加記		
愛知県公文書館 海老沢和子・清水 禎子・村上 恵美・山口 祐香・渡部かよ子		51
沖縄県公文書館指定管理者 (公財)沖縄県文化振興会 外間より子		53
静岡大学情報学部 清水 恵枝		55
■第48回全史料協全国(滋賀)大会を終えて	大会・研修委員会事務局	58
◇会員動向、お知らせ、編集後記など		60

第48回 全国歴史資料保存利用機関連絡協議会全国(滋賀)大会 公文書管理条例と向き合う公文書館 ―認証アーキビストの挑戦―

大会日程

10月27日(木)	10月28日(金)
10:00~10:20 開会行事	9:50~9:55 大会テーマ趣旨説明
10:50~12:10 【研修会】 ●アーカイブズのための電子記録入門 公益財団法人澁沢栄一記念財団 金 甫榮 大仙市アーカイブズ 蓮沼 素子	9:55~10:25 【大会テーマ研究会】 報告① 「公文書管理条例の制定と情報公開制度」 滋賀県立公文書館 阿部 弘
13:40~15:30 【特別研修会】 ●趣旨説明・問題提起 埼玉県立文書館 新井 浩文 ●認証アーキビストの声 福井県文書館 柳沢芙美子 飯能市立博物館 尾崎 泰弘 ●コメント 国立公文書館 伊藤 一晴、島田 昶幸	10:25~10:55 【大会テーマ研究会】 報告② 「県立公文書館の概要と評価選別」 滋賀県立公文書館 岡田 昌子
15:40~16:40 ポスターセッション	11:00~12:00 【大会テーマ研究会】 報告③ 「県民に開かれた公文書館に向けて―認証アーキビストに何が出来るか―」 滋賀県立公文書館 大月 英雄
17:30~19:00 オンライン交流会	13:00~14:00 【大会テーマ研究会】 報告④ 「滋賀県内市町におけるアーカイブズの土壌について―近江八幡市の事例から考える―」 近江八幡市総合政策部文化振興課 鳥野 茂治
	14:20~15:30 【大会テーマ討論会】
	15:35~16:00 閉会行事

- 期 日 令和4(2022)年10月27日(木)・28日(金)
- 会 場 ピアザ淡海 滋賀県立県民交流センター(オンライン開催)
- 主 催 全史料協(全国歴史資料保存利用機関連絡協議会)
- 共 催 滋賀県
- 後 援 独立行政法人国立公文書館 滋賀県教育委員会 京都新聞
中日新聞社 NHK 大津放送局 BBC びわ湖放送
- 事務局 山口県文書館(大会・研修委員会)

開 会 行 事

会長あいさつ

全国歴史資料保存利用機関連絡協議会

会 長 荒 井 宏 親



荒井会長

皆様、おはようございます。全史料協の会長を務めております、東京都公文書館の荒井でございます。新型コロナウイルス感染症が、我が国で確認されてから2年以上経ちましたが、いまだ終息せず、今なお、全史料協の様々な活動に大きな影響を与えております。本日の全史料協第48回全国(滋賀)大会についても、感染拡大防止の観点から、前回大会に引き続いて両日ともオンライン開催となりました。こうした中であっても、本日は、全国各地から会員の皆様をはじめ多数の皆様にご参加いただきましたこと、厚く御礼申し上げます。そして、ご多用の中、開催地滋賀県より、滋賀県総合企画部長の東勝様、本日の大会のご後援をいただきました国立公文書館長の鎌田薫様にはご挨拶並びにご祝辞をいただくこととなっております。誠にありがとうございます。また、大会開催に当たり、共催者である滋賀県の皆さま並びにご後援くださいました独立行政法人国立公文書館、滋賀県教育委員会、京都新聞、中日新聞社、NHK天津放送局、BBCびわ湖放送各機関の皆さまをは

じめ多くの方々に深く感謝申し上げます。

さて、今回の大会テーマは、「公文書管理条例と向き合う公文書館一認証アーキビストの挑戦」でございます。滋賀県においては、歴史資料として重要な公文書等を適切に保存し、一般の利用に供するため、令和2年4月1日に滋賀県立公文書館が開館しました。同館では、歴史公文書等を県民共有の知的資源として県民等の利用に供するとともに、未来へ伝える役割を果たすために、様々な業務が行われています。今回の大会は、オンライン開催のため、開催地・滋賀会場で対面での交流は叶いませんが、動画などによる滋賀県立公文書館の「オンライン施設見学」、公文書の電子記録への移行という各機関が直面している課題に資する研修会として「アーカイブズのための電子記録入門」、認証アーキビスト制度についての現状報告や課題、将来的な展望などを幅広く議論する特別研修会として「認証アーキビストのこれからを考える」、滋賀県における公文書管理条例と情報公開制度、県立公文書館にかかわる報告や説明などの「大会テーマ研究会」、Zoomを活用した「ポスターセッション」や「オンライン交流会」など多彩な内容となっております。会員各位におかれましては、積極的に研修会・大会テーマ研究会にご参加いただき、これらを通じて得られる知見が、業務や研究などの一助となれば幸いです。

なお、本年は悲しいお別れがありました。松本市文書館の初代館長で、当会の活動を長きにわたって牽引してこられた小松芳郎氏が、2月21日に逝去されました。この大会の場を借りまして、会員一同ご冥福をお祈りし、改めて感謝の気持ちを捧げたいと存じます。

最後に、本会が皆様にとりまして実りのある大会になりますよう祈念しますとともに、開催にご尽力いただいた皆様への感謝を改めて申し上げ、開催のご挨拶とさせていただきます。

開催地あいさつ

滋賀県総合企画部長 東 勝



東部長

皆様、おはようございます。滋賀県総合企画部長の東でございます。

本日は、第48回目となりました、全国歴史資料保存利用機関連絡協議会全国大会に、ご参加いただきありがとうございます。開催地を代表いたしまして、一言ご挨拶申し上げます。

本来であれば、本県にお越しいただき、400万年もの長い歴史をもつ日本最古の湖「琵琶湖」をはじめ、延暦寺や三井寺などの歴史ある寺院、彦根城や琵琶湖疏水といった魅力ある歴史遺産などを直接訪れていただきたかったところですが、新型コロナウイルスの感染状況が見通せなかったことから、本大会はオンラインでの開催とさせていただきます。今月からは全国旅行支援が開始されたことでもありますし、ぜひ本県にお越しいただきたいと思っております。

本県では、幸いにも戦災や自然災害等の影響によって文書が損失することなく、明治期からの公文書等が重要な歴史資料として、良好な状態のまま、今日まで県庁に保存されております。

これらの文書は、これまで多くの研究者や県民の皆様にご利用いただいておりますが、平成31年の公文書管理条例制定を

機に、令和2年に県立公文書館を開館させるなど、さらに多くの皆様に活用いただくための仕組みを整えてまいりました。

当公文書館では、明治29年に起きた大水害の記録や、豊郷小学校の校舎図面、GHQによる占領期の行政資料など、県政を彩る様々な歴史資料約2万点を所蔵しています。

しかしながら、図書館や博物館などの施設と比べると、まだ認知度は十分と言えないことから、ぜひ多くの皆様にご活用いただきたく、企画展の開催や情報紙の刊行、SNSでの発信などに力を入れてきております。

また、本県の公文書管理条例では、例えば、学校教育において特定歴史公文書等の活用が図られるよう努めると定めていることから、教育委員会事務局や現場の教員の協力を得て、授業において歴史公文書等を活用するための学習指導案集を作成するなど、公文書館所蔵資料活用の幅を広げるための取組を進めているところです。

さらに、これからの本県の大きなチャレンジとしましては、今年9月に県政150周年を迎えたことを機に準備を進めている、新たな県史の編さんがあります。今年度は、有識者や県民の皆様からご意見を頂戴しながら、県史編さんの目的や、対象とする年代、県史の構成など、県史編さんの方向性を「県史編さん大綱」としてまとめるところであり、来年度から本格的な編さん作業に着手する予定としております。県史の編さんを通じて、新たな資料の収集やデジタル化、県史に係る調査研究の進展が期待されるところです。これらの事業を通じて、公文書館機能のさらなる強化につなげてまいりたいと考えております。

歴史公文書は、皆様にご利用いただくことが何より大切でございます。

本大会をきっかけに、それぞれの機関において、歴史公文書等が一層活用されることを祈念いたしまして、簡単ではございますが、開催地の挨拶とさせていただきます。

来賓あいさつ

独立行政法人国立公文書館長 鎌田 薫



鎌田館長

全国歴史資料保存利用機関連絡協議会全国大会の開催、おめでとうございます。

今大会の開催拠点の滋賀県では、令和2年4月に、公文書等管理条例と公文書館設置条例が同時に施行されるとともに、滋賀県立公文書館を開設し、公文書の作成から利用に至るまでのすべての過程を適切に管理する体制を整えられました。さらに、公文書等管理条例には、「人材育成」に関する規定が置かれ、「歴史公文書専門職員」という職務区分を新設されるなど、専門人材の確保に県を挙げて取り組まれていると聞いております。国立公文書館としても、条例設置の公の施設として、滋賀県立公文書館が成功裏に船出したことを大変嬉しく思っています。滋賀県の「挑戦」が全国各地で活かされていくものと大いに期待しています。

ところで、今回の大会では、テーマとして初めて「専門職問題」を取り上げると伺っています。当館も、皆様とともに、専門職員の養成に取り組み、アーキビスト認証を創設いたしました。公文書館法では、国及び地方公共団体は、国民及び当該住民に対して、歴史公文書等の保存及び利用に関し、適切な措置を講じる責務を負っています。その責務を果たすために設置された公文書館には、歴史公文書等の保存・利用に関する専門的な知見や技能を有する専門職員を置くものとされて

います。しかしながら、公文書館法施行当時は、専門的な知見・技能の具体的内容やその習得方法が整備されておらず、特に地方公共団体において専門職員の確保や養成が難しい状況にありました。

当館は、地方公共団体とともに、その改善を目指し、平成10年度までに専門職員養成のための研修の場を立ち上げ、専門職員の能力・資質向上を図ってまいりました。こうした取組の蓄積を踏まえ、平成30年に「アーキビストの職務基準書」を作成し、これに基づいた認証の手續を令和2年度から開始しました。現在までに、アーカイブズ研修全体の受講者数は、3,000名を超え、2年間で247名の方が「認証アーキビスト」の称号を得ています。国立公文書館としては、アーカイブズ研修やアーキビスト認証の仕組みが、関係者にとってより向き合いやすいものとなり、かつ、実際の業務に十分に活かされるものとなるよう、研修内容・手法の検討、「准アーキビスト（仮称）」の仕組みの構築などアーキビスト認証の定着・拡充に取り組んでまいります。

また、公文書管理やアーカイブズ、アーキビストの重要性について、各地方公共団体には、本協議会が持つネットワークの「力」を活かして、社会全体の認知度を高めるための周知・広報を今後も積極的に行っていただくとともに、当館も講師・委員等への職員派遣など御協力いたします。

本大会のテーマで銘打った「認証アーキビストの挑戦」のとおり、アーキビスト認証の仕組みは、公文書管理やアーカイブズの専門人材に係る取組の中で大きな柱となっています。大会では「認証アーキビスト」に係る発表や討論に多くの時間が割かれていますので、機関会員の組織代表の方々個人会員の皆さんが共に「向き合い」、それぞれが蓄積してきた知見を「結集・共有」し、建設的な意見交換が行われ、今後の改善に向けた提言をいただければ幸いです。

研 修 会

アーカイブズのための電子記録入門

公益財団法人
 渋沢栄一記念財団 大仙市アーカイブズ
 金 甫 榮 蓮 沼 素 子

はじめに

本研修は、電子記録についての基礎的な知識を学び、事例報告から見えてくる課題を共有しながら、アーカイブズが取り組むべき電子記録へのアプローチについて考える電子記録入門として実施した。研修は、金による講演、蓮沼による事例報告、参加者から事前に募集した質問を素材とする両者によるディスカッションの三部形式で行った。なお、講演内容と事例報告の詳細は会誌第33号で詳細に執筆しているため、ここでは内容の概要を示した。

1 電子記録の長期保存のための基礎

電子記録をアーカイブするとはどのようなことだろうか。電子記録を理解するためには、まず電子データについて理解する必要がある。

電子データは、あるソフトウェアで作成したファイルや、画像、映像、音声、データベース、ウェブサイト、電子メールなど、様々な形式のものが存在する。これらを長期的に保存するためには、電子データを変化のない状態で維持すること（完全性）、電子データを人間が理解できるようにするための表現情報と正しく関連づけること（利用可能性）、電子データに施されたすべての処理を記録すること（信頼性）、つまり、その真正性を維持する必要がある。そして、リスクの少ないフォーマットおよび保存媒

体を選択し、定期的にマイグレーション（長期保存フォーマットや媒体への変換）を実施しなければならない。また、チェックサムを付与し、データの不変性を確保することも欠かせない。

しかし、電子データのすべてが電子記録となるわけではない。記録には、内容、形式、コンテキストという要素があり、とりわけコンテキストを保存することが肝要である。また、記録の真正性、信頼性、完全性、利用可能性を維持しなければならない。このような要素を保存するには、「記録管理メタデータ」を付与する必要がある。記録のためのメタデータ原則である ISO 23081-1 では、記録管理のための国際標準である ISO 15489 準拠下におけるメタデータの作成・管理・利用のための基準を定めている。中でも文書の作成・取得環境を特定するための要素として、文書の作成日時や作成者、様式、関連業務規定、作成担当者、承認者、アクセス規則、業務分類などが挙げられており、コンテキストを保存する上で重要な役割を果たしている。電子記録のアーカイビングには、このような情報を現用記録の段階から管理し、アーカイブズ部門に移管する必要がある。

つまるところ、電子記録のアーカイブには長期的な計画と優先順位の判断が必要となる。そこには、電子記録の保存のための基礎的な知識、例えば電子データと電子記録の違いや記録管理メタデータの役割、長期保存フォーマットの選定基準、不変性の維持方法、保存媒体の選定基準など、を理解して保存に必要な機能と全体の流れを把握することが必要であろう。

2 大仙市の事例報告

大仙市では、全国的な電子化の風潮と新

型コロナウイルス感染拡大による電子手続きの推進などを背景に、令和4年4月から電子公文書管理システムを導入し、併せて公文書管理規則及び公印規則の改正を行った。本報告では、大仙市の電子公文書管理システム導入の経緯と問題点を共有し、日本における電子記録管理の課題を提示した。

システム導入前の業者との打合せや、システム構築後のアーカイブズによる確認段階では、ISO 15489に準拠する「電子記録管理システム」としては不完全であり、将来的な電子公文書の真正性・完全性・信頼性・利用可能性に対する不安が大きかった。また、市の財政規模から大量に発生する電子公文書を定期的にチェックして、マイグレーションを行う予算確保については不透明と言わざるを得なかった。このことから、大仙市では公文書作成段階からフォーマット選択をPDF/Aとし、PDF/Aにできない場合のみ通常のPDFでの搭載を可とするルールを採用した。そのほか、メタデータ項目にも問題があることから、可能な限り作成段階において必要な情報をメタデータとして付与するなど、現行システムにおいて「できること」を最大限行うしかない、という結論のもと、試行錯誤が続いている。

将来的な電子公文書管理システム更新の際には、上記で述べたような電子記録の真正性・完全性・信頼性・利用可能性を保証するシステム構築が不可欠であり、また、收受等による紙媒体文書の電子化方法とその原本性確保という課題にも取り組む必要がある。また、こうして真正性等が担保されたとしても、アーカイブズへそのまま移管できなければ意味がない。移管システム及びアーカイブズ管理システムの構築も欠かせない。現用のシステムとの相互運用性も視野に入れながら、電子記録管理のための環境整備を進めていきたい。

3 ディスカッション

(1) フォーマットについて

蓮沼：長期保存フォーマットへの変更、つまり、マイグレーションする際のメリット・デメリットは？大仙市では最初からPDF/Aを選択したが、オリジナルを維持するメリットは何か。

金：現段階では、オリジナルフォーマットも長期保存フォーマットもどれくらい維持できるか保証がない状態。ただ、オリジナルフォーマットを維持することのメリットとしては、将来あり得るより適切な別のフォーマットに変更したり、エミュレーションに方針変更になった場合に対応できる。一方で、デメリットとしては、長期保存フォーマットだけを維持した場合には、マイグレーションをする際に何かしら情報が落ちてしまうことに対する不安がある。また、両方のフォーマットを保存すると、データの量が増えるので費用面の負担が増える。PDF/Aは現段階ではリスクが低いとは思いますが、やはり定期的なチェックは必要。

蓮沼：もう開けないフォーマットの記録が移管されてきた場合の解決方法は？また、現用段階から標準フォーマットのみを使用するといったようなルールの必要性はあるか。

金：アーカイブズでは、基本、見読可能な記録のみを受け入れる方針が必要。もし例外があるならば、重要な記録のみに限定し、その対応をどうするかを検討する必要がある。また、現用段階において標準化されていないフォーマットやあまり使われていないフォーマットを使う必要性があるのか、検討していくことも必要。

蓮沼：電子公文書管理システム上でWordやExcelが修正できない仕様になっているのは、何か理由があるのか。

金：システム上でWordやExcelを見ることができるのは、ビューワーで見ている可能性があり、もしそうだとしたら、データ

を修正するためには、そのデータをダウンロードしてPCに搭載されているソフトウェアを使用する必要がある。システム上で修正できるようにする場合には、データのバージョンや変更・改変などの管理により高度な制御が必要になると思う。

(2) メタデータについて

蓮沼：システム会社から技術的メタデータなどのメタデータ提供を行っていない、と言われる場合があるが、どのように対応すればよいか。技術的メタデータとは何か、取得する方法、理由は何か。

金：メタデータには技術的メタデータと記述的メタデータがある。技術的メタデータには、ファイル名や拡張子、ディレクトリの構造、ソフトウェア情報などが該当する。ソフトウェアに関する情報は、使用していたシステムからしか抽出できないものもあるかもしれない。しかし、多くは受け入れたデータから抽出できる情報。

(3) 電子署名について

蓮沼：大仙市の問題としても取り上げたが、変更などを行った場合にその真正性・信頼性・完全性を高めるための選択肢として長期電子署名などの仕組みが必要ではないかと考えられるが、その問題点は何か。

金：電子署名は暗号化技術を使う。この仕組みの課題は、その暗号技術が陳腐化し、暗号がいつかは破られる可能性があること。また電子署名には有効期限があって、一般的には5年以下で、タイムスタンプを追加しても10年までしか延長できない。また、長期電子署名を使えば、最初から10年間対応することが可能だが、それも10年ごとに延長手続きが必要。しかし、膨大な文書の電子署名の有効期限をモニタリングして、それが切れる前に延期処理を行なうことが可能か、という問題がある。

(4) 評価選別について

蓮沼：電子記録の評価選別では、紙媒体との違いや方法の問題点はあるか。

金：海外ではマクロ評価が主流だが、日本においてはあまり事例がないので、今後、大仙市でも評価選別を進めて事例報告をしてほしい。まだ電子記録と紙媒体の両方持っているケースが多いと思うが、電子記録の評価選別の際に、電子記録のみを対象としてしまう場合もあり得るので、記録管理の中で紙と電子の両方をわかるように管理して、ID付与などによる知的なコントロールをすることが大事。フランスでは、こうした知的コントロールが可能なアプリケーションを導入している組織もあると聞いたし、海外ではAI技術を使った電子記録の評価選別も進んできている。

おわりに

全史料協全国大会において、初となる電子記録に関する研修を行ったが、基本的な電子記録に対する知識の習得と地方公共団体による電子公文書管理の現状と課題を共有する機会になったと考えている。本研修は、入門として位置づけたが、これをきっかけに全史料協として電子記録の問題に取り組み、今後も定期的に研修テーマとして取り上げてほしい。

特 別 研 修 会

趣旨説明 問題提起

全史料協における文書館専門職への取り組み

大会研修委員会委員 埼玉県立文書館
新井 浩文

はじめに

私は、埼玉県立文書館に勤務して今年で通算25年目になる学芸員で国立公文書館認証アーキビストです。認証アーキビストはようやく文書館の専門職が社会的にも発せられたという点で自分にとって一つの目標到達点となりました。本日はその専門職に対する全史料協のこれまでの取り組みについて振り返るとともに、これから全史料協がどう専門職に向き合っていくべきかについてお話しします。

1 「公文書館法」成立と文書館専門職に関する全史料協の取り組み

文書館専門職の始まりは、1969年11月に出された日本学術会議の勧告「歴史資料保存法の制定について」において「専門職員に関する規定」が明記されたことに始まります。

その後、1976年に全史料協の前身である史料協が発足し、1978年には「歴史資料の保存について」要望書を都道府県知事や教育長に提出、その翌1979年には史料協として「歴史資料保存法の促進に関する要望書」を衆参両議長宛てに提出します。これを受けて翌1980年には日本学術会議の勧告「文書館法の制定について」が出されました。

1983年には、史料協が独自に全国の文書館等に対して専門職員に関する調査を実施、仕事の内容や給与体系等についての概要を把握しています。翌1984年、史料協は全史料協と改称、関東部会も発足しました。

1985年には「文書館法制定についての要望書」を内閣総理・文部・自治省に提出するとともに、全史料協内に設置された組織法制委員会が「同法」の大綱案を作成し、関係法案成立の準備を整えました。さらに岩上二郎参議院議員の指示で、「公文書館法大綱案」が参議院法制局により起草され、最終的には岩上議員と全史料協が連携しながら、1987年12月9日に「公文書館法」が議員立法として成立、翌1988年6月1日に施行されました。

このように、「公文書館法」の成立には全史料協が大きく関わっていました。なお、この7条からなる法律の中に専門職の問題を位置づけた意味は大きかったのですが、今後その専門職をどのような形で養成するかが当時から大きな課題となっていました。

この課題の発端となったのは「公文書館法」第4条第2項「公文書館には、館長、歴史資料として重要な公文書等についての調査研究を行う専門職員その他必要な職員を置くものとする」と明記されていることに由来します。しかし、その規定実現に向けては附則で「当分の間、地方公共団体が設置する公文書館には、第四条第二項の専門職員を置かないことができる。」とあることから、これまで専門職としての体系や定義がなされぬまま来ました。この間、全史料協では専門職についての定義付けを含めた取り組みを専門職特別委員会が中心となって行っています。

その中で、注目したいのが1992年10月20日付『アーキビスト養成制度の実現に向けて—全史料協専門職特別委員会報告書』（『全史料協第1次報告書』）です。これは全史料協の専門職特別委員会が会員及び関係団体へのアンケート調査やフォーラムなどを通して広く意見聴取したほか、世界のアーキビスト養成の趨勢を参考にしながらまとめたものです。

本報告書によって文書館専門職が「アーキビスト」であり、これに公的資格を付与すべきことと、養成課程を大学院修士レベルとするカリキュラムが提示され、「アーキビスト」という専門職が広く周知されるに至りました。

こうした過程を経て1993年には1万人に及ぶ署名とともに「文書館専門職員養成制度の確立に関する請願書」が国に提出され、翌1994年4月に衆参両議院で採択されました。この流れで1995年7月8日には、日本歴史学協会・地方史研究協議会・企業史料協議会、東日本大学史協議会といった関連団体と全史料協の合同シンポジウムが開催されます。

そして、同年12月には『アーキビスト制度への提言』（『第二次専門職問題特別委員会報告書』）が作成されます。この中では、『第一次報告書』の成果を踏まえつつ、養成制度のより具体的な内容として、養成の教育研修コースに現在、認証委員会でも検討されている第二種アーキビスト（准アーキビスト）の設定を含む大学コースの授業科目とそのカリキュラムや現職者向けのカリキュラムなどを具体的に提案しています。全史料協に対しては、全史料協が各関係団体への働き掛けを強化するとともに、高等教育機関におけるアーキビスト養成課程設置とは別に、専門職団体として独自のアーキビスト研修機能を充実させることや現に全史料協が行っている研修会活動をさらに拡充させるとともに、各文書館等が開催している地域の研修会活動に対して、全史料協として協力していくことが有効としており、傾聴に値します。

また、養成課程における実習の重要性、資格取得者と実際の採用者との間の数的アンバランスによる資格の有名無実化や、専門職員としての就職後の処遇についても危惧しており、「公文書館法」第4条第2項の専門職員であることを明確にする配慮を求めています。

翌1996年4月には専門職問題委員会が設立され、『第一次・第二次報告書』を元に2003

年7月9日には養成の基本理念（専門分野に関する学術研究活動を基盤とすることや国民に開かれた教育システムのもとでの実施）を明示した『「アーキビスト養成制度の検討について」要望書』を内閣府に設置された「歴史資料として重要な公文書等の適切な保存・利用のための研究会」宛てに提出します。

以上の流れの中で、アーキビストの養成に向けた研修が、国文学研究資料館(旧文部省史料館)や国立公文書館において始まり、カリキュラム等を変えながら現在に至っています。

国文学研究資料館(史料館)のアーカイブズ・カレッジでは、全国の大学院と単位互換制度を行っており、大学院教育との連携を図っています。また、国立公文書館では現在アーカイブズ研修Ⅰ～Ⅲを実施しており、研修Ⅰ・Ⅲおよびアーカイブズ・カレッジは認証アーキビスト申請に必要な研修に位置付けられているところです。

全史料協では国立公文書館の「国立公文書館専門職員養成課程実施要綱」に対して、その前年に実態アンケートを実施、さらに養成課程の発足を歓迎するとともにこれまでの提案を含めて「アーキビスト養成制度の確立を望むアピール」を関係機関に送付しました。

2 「公文書管理法」～現在までの動向

(1)「公文書管理法」で専門職の何が変わったか？

次に2009年7月に公布された「公文書等の管理に関する法律」いわゆる「公文書管理法」以降、専門職に対する動きがどのように変わったかについて鳥取県立公文書館の足田晃氏がまとめた3つの視点からみていきます。

まず、公文書・公文書館の意味が変化し、公文書が役人の持ち物から、市民のモノへの意識変化がみられたこと。そして公文書は役人が、市民に説明責任を行うための重要な資料になるということです。もちろん、誰もが自由に閲覧できることが原則となります。

全史料協では「公文書館法」20年と30年の節目の大会で「公文書管理法」前後の動きを比較しましたが、そこでは、公文書館がこれまでの「歴史資料として重要な公文書その他の記録」を保存する場所から「公文書管理条例に規定する歴史公文書等」の保管場所になったこと、公文書館が必置となったことで、単なる文書保管庫から「公文書」の館へと独立した組織となった点を確認しました。ここに、これまで単なる書庫番に位置付けられていた「アーキビスト」が専門職として社会的に認知される必要性が生じたこととなります。

「アーキビストの職務基準書」には「公文書管理法」におけるアーキビストのイメージ図が所収されています。現状では、アーキビストがレコードマネージャーの管轄部分に関わることがほほないのですが、今後はアーキビストのレコードマネジメント部分への関与が公文書管理の大きなポイントとなります。

(2) 平成の市町村合併の影響

次に、「公文書管理法」とも関連して大きかった動きが、平成の市町村合併です。

いくつかの市町村が統合された結果、旧役場文書の保存・公開が課題となり、市町村公文書館の設立が急速に進みました。

全史料協資料保存委員会では、全国の自治体に対して合併後の文書管理についてアンケートを実施し、その結果は2003年に刊行された『データに見る市町村合併と公文書保存』（岩田書院）にまとめられています。

特に顕著だったのが、長野県内の市町村文書館設立の動きです。長野県では、ここ10年の間に、松本・長野・須坂・東御・安曇野・上田といった6館の公文書館が誕生しています。その背景については全史料協安曇野大会にて報告があつことは記憶に新しいところだと思います。ただ長野県にひいては全史料協にとって残念なことは、全史料協前参与で元松本市文書館長の小松芳郎さんが2022年

2月に逝去されたことです。この場を借りてご冥福をお祈り申し上げます。

(3) 資格としてのアーキビスト誕生とこれからの動き

アーキビスト資格については、今回の国立公文書館の「認証アーキビスト」以前に、2004年に発会した日本アーカイブズ学会により2013年に4月から開始された「学会登録アーキビスト」があります。

その後、2021年1月に国立公文書館の認証アーキビストが開始されました。現在、第3期目の募集が終わり、新たに34名のアーキビストが誕生し、総計281名となりました。また、これまで学習院大学大学院のみであった養成機関となる大学院が、2022年度から、大阪・島根・東北・昭和女子大の5大学に拡大しました。今後、さらにその対象となる大学院が増える予定です。アーキビストの人材育成のイメージは、『職務基準書』と「認証制度」が車の両輪の役割を果たしていることが肝要です。公文書館等における積極的なアーキビストの採用と配置がこの制度の鍵となるのです。

3 現状と課題

最後に認証アーキビスト制度の拡充に向けた課題について述べてみたいと思います。

やはり、気になるのは『第二次報告書』でも指摘されていたように、採用されたアーキビストが根付くための身分保障です。これは社会的な要素も多分に含まれることから、単なる需要と供給のバランスに専門性を加味した現場での評価が必要です。先日の認証アーキビストに対するアンケート結果では、想像していたよりは正規雇用が多いことがわかり、これは公文書を扱うことが影響しているのではないかと感じました。

そのことに関連すれば、これまでのアーキビストのスキルであった古文書解読や目録整理だけでなく、公文書の評価・選別能力が『職務基

準書』によって明確化されたことが大きいと思います。今後は採用する自治体が『職務基準書』に沿った公文書管理制度を実施するようになれば、自ずと関連する養成プログラムや研修がますます必要になってくると思われます。そこで、現場に求められてくるのは、現職者の資格取得促進です。各現場からは、従来以上に国立公文書館をはじめとする各種研修に参加できる機会をつくることが求められてくると思います。あとは、異動の Spann も重要になるでしょう。短期間の異動は専門職が正職員として根付かない要因にも繋がっています。

むすびにかえて - 専門職に関する全史料協の これからの役割 -

最後に、この認証アーキビスト制度を拡充するために全史料協が行うべきことをまとめます。まず、行政内部に対する働きかけ、そして全史料協としても研修を充実させることです。あとは、博物館や図書館に比べて認知度が低い公文書館を幼いころから知ってもらおう努力も必要でしょう。学校におけるアーカイブズ教育の実践は、学習指導要領の改正もあることからチャンス到来と考えるべきです。

また、長野県や高知県での大会事例でみられたように、住民の意識改革も必要です。これは公文書だけでなく、地域史料に対する関心も同様です。私たちは、これらの二大会を通じて市民の意識の高さが、公文書館建設に繋がる事例を学んできました。

現在、認証アーキビストの更新について委員会で検証中ですが、その中に各種研修会の受講がポイント制になることが挙げられています。当然、全史料協が行う研修もその中に含まれてくるでしょう。研修会のさらなる充実が求められています。

最後に、これまで全史料協が『第一次・第二次報告書』で要望してきた「公文書館法」第4条2項の附則についての問題です。

認証アーキビスト制度が確立されたいま、

「公文書館法」成立後の1988年6月に出された総理府内閣官房副長官からの施行通達「同法の解釈の要旨」にある「現在のわが国においては、その専門的な知識と経験の具体的な内容については未確定な部分があり、またその習得方法についても養成、研修の体制も整備されていない状況にある」という時期は終わったといえます。また、同部分に「任命権者としては、当面、大学卒業程度の知識と経験を有し、上記の調査研究の業務を十分に行うことができると判断される者を専門職として任命すればよい」とある部分については、現職者に対する関連研修への参加と認証への申請が求められます。

最後に、高埜利彦先生が書かれた一文「静かな民主革命」(『史学雑誌』120、2011年)から一文を紹介させていただき、終わりにしたいと思います。「アーカイブズ制度とその意識を、一歩ずつ地道にしかも広範に確立させることで、政府や企業が情報を改ざんし隠蔽することのない、説明責任を果たす公平で民主的な社会を実現させることが可能なのであろう。」まさに、アーカイブズ制度が広まることで、混とんとした社会全体が前向きになれることを望みます。

そのために、この制度の確立に向けてこそ「公文書館法」の生みの親であり、その旗振り役を果たしてきた全史料協の役割は今後ますます重要になるのではないのでしょうか。

認証アーキビストの声

なぜ実務経験が必要なのか

—認証アーキビストに求められること—

福井県文書館

柳沢 芙美子

はじめに

アーキビストは、実務者・実践者でなければならないと考えています。そうである

ならば実践者としての「これから」がほとんど残されていない自分が、ここで貴重な時間をいただいて話をすることは、相応しくないと感じましたが、「認証アーキビスト」の制度が立ち上がったばかりのいわば移行期に、ひとりのアーキビストの意見を記録に残すということでは多少意味があるかもしれないと思っています。

福井県文書館において専門職への関心が組織的にどのようにして生まれたか、最初の認証後の広報やそのささやかな反響などにも触れたいと思います。

1. 館職員体制と専門職への関心

わたしはこれまでアーキビストの専門職化にむけて、今回の国立公文書館による「認証アーキビスト」のような展開の可能性があることをほとんど予想できていませんでした。それだけではなく、アーキビストの養成や専門職をめぐる議論も必ずしも真剣に考えてきたとはいえませんでした。

くわえて当館が会場となった2012年のある研修会の経験から、専門職化には専門的な教育や研修を受けさえすれば、知識や技能があれば、アーキビストの要件が満たされるかのようなメッセージを与えてしまう側面があると感じていました。ちょうどこの時期は、日本アーカイブズ学会が「登録アーキビスト」の制度を開始する直前でもありました。

このように専門職化に消極的・悲観的だったわたしが、登録アーキビストも認証アーキビストも取得しておこうと考えるに至ったきっかけを、福井県文書館をめぐる状況とともに振り返ってみたいと思います。

まず予算規模を開館時と比較すると、事業費を中心に大きく削減されているのですが、職員体制では、常勤職員1名減、非常勤職員2名増で、かろうじて人的体制は維持しているといつていいと思います。副館長を含む常勤職員3名は教員であり、わた

し自身がまさにそうだったのですが、当館は、常勤の専門的職員を教員からの異動によつています。これにくわえて2019年(令和元)に司書1名が併設の図書館から当館へ異動し、2021年に彼とわたしの2名が最初に認証アーキビストを取得しました。こうした異動は、それまで図書館に寄託されていた越前松平家の藩政資料と国書・漢籍からなる松平文庫の寄託先を文書館に変更するのに先立って実現したものでした。

その背景には、近年併設する県立図書館(L)と文書館(A)との連携を深めてきていたことがあります。具体的にその連携の内容を紹介しますと、とくに郷土資料グループとの協働で、(1)L所蔵のアーカイブズ資料を原則Aに移管(このうち、寄贈資料は原則として目録のみならず画像も公開)、(2)A所蔵の県行政刊行物以外の書籍をLに移管、A所蔵の県行政刊行物は、Lシステムで管理するようデータを移行、(3)福井県が作成したデジタルの行政刊行物収集のために「行政資料等管理規程」を改正(おもにAが収集・保存、Lが書誌作成という役割分担)などです。

そうした中で2018年(平成30年)に県庁組織内部で文書館の専門職に対して関心を呼ぶ2つのきっかけがありました。そのひとつは、2018年冬の国立公文書館所蔵資料展「明治日本とふくい軌跡」の開催でした。期間中には国立公文書館の加藤館長が知事を訪問してください、県会議員の展示観覧もありました。その3月の県議会予算決算特別委員会には県の公文書管理や文書館に関する質問が提出されました。質問者は糍谷好晃さんという敦賀出身の方で、公文書管理の在り方に強い関心をお持ちで県の文書管理への現状認識、文書館の機能と役割、専門職の配置等について質問され、知事・教育長が答弁しました。

ご存知のように、こうした議会答弁の準備過程では多くの資料が作成され、主管課長を含めて組織上層部が文書館の制度と現状につ

いて集中的に調査し学んでいきます。その過程で「登録アーキビスト」などの資格は、まず何より県組織内部に有効だということに気づかされました。そこから登録・認証の両アーキビスト資格を取得しておくべきだ、という現実的な方針転換がありました。

2. 認証後の広報とその後

その結果、2021年1月に前述したように2名が認証アーキビストを取得し、3月までに『福井新聞』『日刊県民福井』『中日新聞』『朝日新聞』に関連記事が掲載されました。

残念ながら「認証アーキビスト」取得後、職員の待遇や業務において、ほとんど変化はありません。ただ小さな「変化」を挙げるならば、2020年度(令和2)の館の目標管理の項目のひとつに「認証アーキビスト資格等の取得推進」として「2名取得」が掲げられていたこと。目標管理には、その後も継続して「資格等の取得推進」が位置付けられ、翌年度にはさらに1名が取得し、現在当館の認証アーキビストは3名となっています(今年度も申請中)。また「福井県職員カード」という人事記録にも、認証アーキビスト取得は記載されています。このように今のところ経済的な実利はありませんが、組織内部の位置づけは、確保しているところようです。

3. 実務経験がもつ意味—まとめにかえて—

職務遂行の基本となる知識・技能等、実務経験、調査研究能力は、認証アーキビストの3要件とされ、その内実は今後もさらに深めていかなければならないものです。その中でも実務経験は、もっとも曖昧で時には単なる実務に就いた時間の長さのように捉えられています。それにもかかわらずアーキビストという実践者にとっては、最も根幹となるものと見るべきではないでしょうか。実務経験によって培われるアーキビストの実践知とは、いったいどのようなものなのでしょう。

わたしたちは、自らのアーカイブズのとくに放置できない凹みとでもいうべき問題点、それは優先順位の高い改善すべき問題点ですが、それだけではなく拡充していくべき課題も含めて照らしだしてくれる“鏡”ともいえるようなツールをいくつかもっています。全史料協調査・研究委員会の「公文書館機能自己点検・評価指標」「ミニマムモデル」「ゴールドモデル」はそのひとつです。今回アーキビスト認証に先立って2018年末に公表された国立公文書館『アーキビストの職務基準書』がこれに加わりました。

こうしたツールが描くアーカイブズ像は、バランスのとれた理想形ですが、実際のわたしたちのアーカイブズは、多様でデコボコで、実に個性的です。そうした個性的なアーカイブズで働くアーキビストの実務とは、調査と試行錯誤を通して、評価・収集あるいは移管・選別、整理・目録作成、保存管理、利用、普及といった文書館の中核的な業務を見直すこと、さらにはその制度機構の使命や展望、役割までも見直していくことだと考えます。

そうした過程で得られた「実務経験」の内実を意味づけ、深め、共有するために事例報告(いわゆるケーススタディ)や実践記録が、非常に重要であることを指摘して、ここでのまとめにしたいと思います。

認証アーキビストの声

認証アーキビストと公文書管理 担当職員

～アーキビストの認知度を高めるために～

飯能市立博物館

尾崎 泰弘

はじめに

令和3年1月、国立公文書館は初めて認証アーキビストの名簿を公表しました。飯能市

立博物館からは、筆者を含む歴史担当学芸員2名(当時)が認証を得ることができました。このことは早速市長にも報告され、市長より地元のミニコミ誌に取材してもらおうように、との指示がありました。しかし取材は受けたものの残念ながら未だ記事になっていません。このことは、学芸員に比べアーキビスト、文書館(アーカイブズ)の認知度の低さとは無関係ではなく、資格の今後を考えるうえで重要な問題といえます。ここではそれについて少し考えてみたいと思います。

1 博物館(ミュージアム)とアーカイブズ

ご承知のように日本のアーカイブズは、史料保存運動や文書館運動の成果として結実しました。歴史的に価値のある公文書とともに家文書などの民間所在史料の保存・収集も行っていたため、元々「歴史文書館」的な機能が強く意識されていました。これは、公文書＝自治体の組織アーカイブズを管理する公文書館が、行政の適正かつ効率的な運営と将来の住民への説明責任を果たすということに寄与するとされていたのに対し、古文書は歴史、文化的な価値をもつものであるため、図書館や博物館等との境界線が不明確となった、という指摘があります。

しかし、そもそも「公文書管理法」において、「歴史公文書等」とは、「歴史資料として重要な公文書その他の文書」であり、当該文書がいかなる組織・個人に属するかを問うておらず、文書すべてを対象となし得るとされます。その解釈からすれば、設置の目的と収蔵資料の違いから、歴史文書館と公文書館をわざわざ分けて考えること自体があまり意味のないことのように思えます。さらにアーキビストの職務基準書には、レファレンスや展示、講座の企画なども設定されており、こと歴史分野に関して言えばミュージアムとアーカイブズの距離は近くなっているといえます。逆に、歴史担当学芸員がアーキビスト認証を受けて

いるということは、その学芸員が所属する博物館の、資料整理や管理、調査研究能力などが一定のレベルにあることを証明していることにもなります。

今後自治体で、新規のアーカイブズ施設が急速に広まっていくことは考えづらいでしょう。とすると全国でアーカイブズが100ほどしかないなかで、2,000もある歴史系博物館の学芸員が認証アーキビストを取得し名乗るようになれば、その知名度を上げることにつながります。しかしその存在価値を広く認識してもらうには、それだけでは十分とはいえません。

2 公文書管理担当と認証アーキビスト

ところで、今回の国立公文書館によるアーキビスト認証は、公文書管理を所管する課の職員たちにどのように受け止められたのでしょうか。

飯能市は、人口約8万人、市役所職員数は正職員だけで552人の小規模自治体です。その本市において公文書管理を担当しているのは企画総務部庶務課です。庶務課は例規審査や情報公開なども所管しており、庁内でも法律や例規に詳しい、いわば「専門家」が配置されている数少ない課でもあります。実はその「専門家」たちも、アーキビスト認証への関心は高いものがありました。彼等は、公文書管理に携わってきた成果や実績を認めてもらいたいと考え、また公文書管理に力を入れている国の動向から、これから必要な資格になるとの見通しをもっていました。こうした職員の意識の高さは、地元の駿河台大学文化情報学部の「レコード・アーカイブズコース」(当時)の存在によるところもあります。そこでアーカイブズの専門知識を学んだ学生が本市に採用となって文書管理の基本的な考え方を他の職員に伝えていたことがあり、こういった特殊な事情も背景にあることを指摘しておきたいと思います。

その一方で、3～5年で異動を繰り返すことでキャリア形成をはかる現在の人事システムでは、「文書管理の専門家」として職を全うすることが想定されていない以上、公務員としてのキャリアに認証アーキビストとなることで得られるメリットは少ないとも考えていました。また、彼等が資格取得を断念した理由の1つにアーカイブズに関わる調査研究実績があります。令和3年度の認証アーキビスト申請の手引きを見ると、2号申請の「体系的な教育の機会は得られていないものの、十分な実務経験と調査研究実績をもって同等と認められる場合」は、修士課程相当を修了していない者は、アーカイブズに係る調査研究実績を2点以上、紀要の論文等を1点以上有することが求められています。そもそも庶務課は調査研究を業務としておらず、かつ職員として論文発表の場をもっているわけでもありません。また、文書管理は一般的に「通常業務」と認識されており、そのために、自治体の課題について見解を集約したり、研修の場を設けたりする「研究会」「協議会」のような場が、この分野には設けられていないことも業績をまとめることを難しくしています。

彼等のような公文書管理を担う人材、すなわちレコードマネージャーをアーキビスト認証の中でどう位置づけるかについて、令和3年9月に開催された第9回アーキビスト認証委員会で議論されています。そこではレコードマネージャーとアーキビストは分けて考えられており、官庁や基礎自治体における人事システムの問題や、公務員の仕事には資格化されているものがほとんどなことなどを理由にレコードマネージャーの資格化は棚上げされています。

一方、令和4年度のアーキビスト認証委員会では、「准アーキビスト」の仕組みについて議論され、骨子案が公表されています。その認定要件を見ると、地方公共団体の文書管理等の職員に対する配慮が見られます。すなわ

ち国立公文書館アーカイブズ研修Ⅰ及び同Ⅲ、国文学研究資料館アーカイブズ・カレッジ（長期コース）などを修了することが要件として挙げられています。ただこれも受講者の所属する組織がその専門性を認め、それを活かす処遇をすることが必要です。それは、国、地方自治体を問わず公務員の人事制度に対する意識改革が求められ、大きな挑戦となります。

むすびに

基礎自治体の業務でも、今後ルーチンを伴うような仕事は、RPA(robotic process automation)などに置き換えられていくと考えられ、業務の効率化、そして人件費の削減が進むとされています。そうなる自治体職員それぞれがもつスキルや知識がこれまで以上にシビアに評価されるようになるかもしれません。その流れをにらんで、認証取得に対する職員のニーズは今後高まっていく可能性もあります。市役所という組織の屋台骨を支え、将来の市役所の幹部候補でもある、公文書管理を所管する組織の職員が、アーキビスト認証を受けることによる庁内でのインパクトは、残念ながら博物館学芸員の比ではありません。アーキビストの存在を社会に広く知らしめるためには、アーキビスト認証において、公文書管理を担う人材が取得できるような環境づくりが重要だと考えます。

コメント

認証アーキビスト実態調査結果について

国立公文書館 公文書専門官
島田 起幸

はじめに

今回の全国大会(滋賀大会)においては、大会テーマの副題に「認証アーキビストの挑戦」が掲げられ、また、この特別研修会「認証ア

ーキビストのこれからを考える」を設定していただき、アーキビスト認証を実施・推進している国立公文書館(以下、「当館」という。)として、まずは関係者の方々に厚くお礼申し上げます。本研修会では、大会・研修委員会からのご依頼にあったとおり、本研修会のテーマに合わせ、認証アーキビスト実態調査の結果の一部について、コメントに代えて報告する。

1 調査経緯

当館は、令和2年度から、国民共有の知的資源である公文書等の適正な管理を支え、かつ永続的な保存と利用を確かなものとする専門職を確立するとともに、その信頼性及び専門性を確保することを目的とするアーキビスト認証を開始した。令和4年10月時点では都合2回の認証を実施し、認証アーキビストは247名を数えている。3回目となる令和4年度も過去2回と同様に認証を実施し、令和5年1月1日付けで新たな認証アーキビストを迎える見込みである。(※なお、令和5年1月1日付けで新たに34人が認証され、計281人となった。)

認証アーキビストには、社会規範の変容や情報技術の進展等を踏まえ、最新の動向を把握し、対応していくことが求められるため、認証日から5年の有効期間を設け、公文書等の評価選別・収集、保存、利用又は普及に係る研修会等の受講や実務経験、調査研究実績等について一定の蓄積(認証アーキビスト審査規則別表2に定める点数20点)を求めている。この認証日から5年という期間に、一定の蓄積が得られなかった者への特例措置を設けることとしたが、このほか、例えば、産休・育休、介護休暇等、特定の事情があった認証アーキビストについても、更新にあたっての特例措置を講じる必要があるのではないかとこの観点から、令和2年度第1回の認証実施後、この特例措置の可否に関する検討を行ってきた。

この検討のため、まずは認証アーキビストの置かれている社会的状況についての基礎的調査を行うこととし、雇用形態や育児・介護休業取得状況等を質問項目に含めた実態調査を実施した。

2 実態調査の概要

実態調査は、調査時点におけるすべての認証アーキビスト247名を対象として、2022年5月25日(水)から6月15日(水)を回答期間とし、専用ウェブフォームに回答を入力する形式で実施した。

なお、この専用ウェブフォームは、全ての回答が完全な匿名情報となるよう業者に構築を依頼し、調査実施者である当館でも回答者を特定できないものとした。

調査項目の全体構成は以下のとおりとし、質問数は49となった。

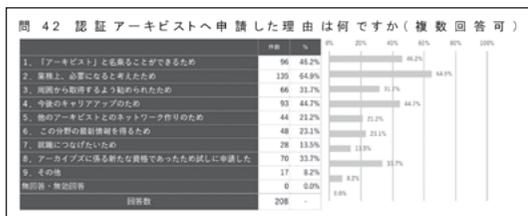
- (1) 回答者の属性(性別、年齢、勤務年数、学歴等)
- (2) 現在の勤務状況(就業状況、勤務先機関の種別、職務内容等)
- (3) 現在の勤務条件・環境(雇用形態、雇用期間、年金・賃金、休暇・休業制度等)
- (4) 教育・研修環境(参加可能な研修会・研究会等の状況等)
- (5) その他(今後の活動予定、認証のメリット等)

この調査への最終的な回答者数は208名、回答率は84.2%であった。回答結果については、9月10日に本調査対象者(認証アーキビスト)向けの報告会を開催し、取りまとめ結果を報告するとともに、続けて参加者同士の意見交換を実施した。さらに、9月12日から当館アーキビスト認証のホームページに結果全部を掲載しているので、調査結果全体については、そちらをご覧ください(本文末尾(参考)に「認証アーキビスト実態調査結果」URLを掲載)。

3 調査結果

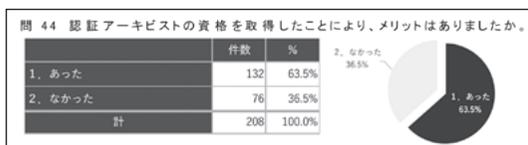
ここでは、調査項目・回答のなかから、認証アーキビストへの申請理由、認証を受けたことにより生じたメリット、認証アーキビストとしての今後の活動の展望等、特に研修会テーマである「認証アーキビストのこれからを考える」に関する質問項目を取り上げ、回答結果と併せて紹介したい。

問42の「認証アーキビストへ申請した理由」では、回答者のうちの三分の二近くが「業務上、必要となると考えたため」と回答している。また、「「アーキビスト」と名乗ることができるため」「今後のキャリアアップのため」との回答が半数近くに及んでいる。これらの回答結果から、アーキビスト認証には、専門性を有する者である公的な「証」としての効果が期待されていることがうかがえる。



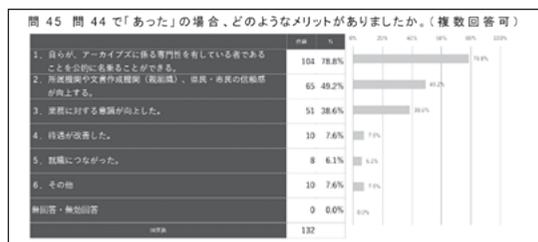
問42

続いて、問44「認証アーキビストの資格を取得したことにより、メリットはありましたか」では、メリットが「あった」との回答が6割以上に及んだ。一方で、メリットが「なかった」との回答も4割近くとなった。当館としては、引き続き認証を受けることがアーカイブズの専門人材としての一つの具体的な目標であり続けるように努めつつ、認証アーキビストが公文書等の適切な管理や保存、利用普及に大きく貢献できる人材であることを社会一般に向けて伝えていきたいと考えている。



問44

続く問45では、問44においてメリットが「あった」と回答された方に、具体的にどのようなメリットがあったのか質問した。結果は、「自らが、アーカイブズに係る専門性を有している者であることを公的に名乗ることができる」との回答が8割近くとなった。これまで、アーキビストとしての活動を続けてきた関係者にとって、アーカイブズに係る専門職としての公的な証がない、専門人材であることを示す確たるものがないことは長年にわたる課題であった。この回答結果は一定の成果を得ることができている証左といえると受け止めている。



問45

問43「認証アーキビストとしての立場、経験を活かし、今後活動するとしたらどれですか」では、認証アーキビストとしての今後の活動の方向性について質問した。回答結果は、「研修等の講師」が3割以上、「後進の育成・指導」が5割以上となるなど、認証アーキビストとしての専門的な知見を活かした教育活動が想定されている。当館としても、認証アーキビストがアーカイブズに関する専門人材として、それぞれの職場・地域において中心的な役割を果たし、意欲的に活動されることを期待している。

また、「論文等の執筆」との回答も5割以上となった。換言すれば、著作活動はアーカイブズにおける専門的知見の蓄積への貢献といえる。さらに、「アーカイブズに関する普及啓発」との回答も7割近くとなった。すでにアーカイブズに関係している方々に

限らず、広く一般における認知度の向上や重要性への理解の普及等に取り組む上で、アーカイブズに係る専門性を有している「認証アーキビスト」であることがより大きな効果を生むのであれば、アーキビスト認証を行う意義も高まることになると考えている。



問43

むすびにかえて

本調査を基礎的な視点から実施したことにより、これまで把握されていなかった認証アーキビストが置かれる状況について、特定のテーマに偏ることなく、一定程度ではあるが把握することができた。本調査結果は、令和7年度に予定されている第1回の認証アーキビストの更新に係る要件・手続等の具体化検討はもとより、今後、アーキビスト認証に関する諸施策全般において参考としていきたい。また、正確な現状把握のための基礎的調査を今後も必要に応じて実施したいと考える。認証アーキビストには、本調査のようなアーキビスト認証の改善に資するための当館の取組について、引き続き協力をお願いしたい。

また、現在、当館においては認証アーキビストに続き「准アーキビスト」(仮称)の検討を進めている。この検討にあたっては、アーカイブズに係る個人・機関の現状に基づくニーズや課題等の把握が欠かせない。そのため、今後も関係者・関係機関から、実態に則した情報の提供をお願いしたいと考えている。この「准アーキビスト」(仮称)の開始により、専門人材育成の道筋を示し、その育成環境の充実及び専門人材の定着が図られ

るとともに、アーカイブズ及び専門人材であるアーキビストの重要性が広く社会一般において認識され、その社会的な地位や認知度の向上に繋がっていくことを目指したい。

【参考】

認証アーキビスト実態調査結果

<https://www.archives.go.jp/ninsho/download/jittaityousa2022.pdf>

質疑・討論

特別研修会 質疑記録

司会(長谷川) 質問がなかったので、各報告を振り返り、その中からいくつか掘り下げて議論していきたい。

新井報告は、全史料協が専門職問題にどう取り組んできたのかということを整理したものであった。専門職のあり方を議論する上で公文書館法がその起点となったこと、また公文書館法の専門職員配置に関する条文の課題を認識した上で、これからの討論を進めていく必要があると考える。

柳沢報告は、国立公文書館認証アーキビストの認証取得が福井県文書館や同県立図書館、県庁内部に対して如何なる効果をもたらしたかという話が前半で、後半は、認証アーキビスト取得の基礎条件となる3年以上の実務経験について、その意味・重要性に関してアーカイブズという現場から実務経験＝「実践知」をどのようにアウトプットし共有化していくのかという重要な問題提起であった。

尾崎報告は、学芸員・博物館という自身の立場から、及び飯能市という基礎自治体の文書管理担当者から、認証アーキビストがどのように受けとめられているかについての報告であった。中でも、認証のためには修士課程の修了とか、論文研究の業績が必要とされる

が、一般の行政職員にとっては高いハードルになっており、アーキビストに興味関心を寄せる文書管理担当者がアーキビストを目指す場合にどのような考え方や体制が必要なのかということについての問題提起があった。

国立公文書館の実態調査については、内容の振り返りは割愛するが、後でアンケートの結果を踏まえてコメントを頂きたい。

まず柳沢さんに、「実践知」という言葉を使っていたが、実務経験というものをどういう風にお考えかお話しいただきたい。

柳沢 午前中の研修（「アーカイブズのための電子記録入門」）は非常に面白く参考になった。蓮沼さんの話はまさにこれが現実のアーカイブズだなと。いきなり真正性が担保できないような文書管理システムが現実にも動こうとしている状況とか、既存のシステムの中で、一番実現の可能性がある改善策を選んでいくという話であった。現実には、(現場では)本当に予算も人も限られており、理想的な事は出来ないことが前提であると思う。その中で、今ある資源の中から、出来るだけ、後々修正が可能な最小限の核になるようなものを判断して、定めて、後々説明できるようにしていくという、実践の中で模索されて選ばれて試行錯誤されてきている蓮沼さんの話は、正にアーカイブズの現実だな、とお聞きした。「とりあえず現用文書をPDF/Aで作ってしまおう」みたいな判断など、今のシステム中での最良を模索して何とか対応していく。そういう判断をしたということをきちんと実践記録として残して(共有化して)欲しい。

そして、公文書管理条例は、有る方が良くに決まっているが、条例ができればそれで本当に良好な文書管理が実現し、文書館に適切に移管されるようになるかと言うと、そうでもないのが現実である。

例えば、福井県文書館への行政刊行物の献本規程として「福井県行政資料管理規程」があったが、インターネットでのみ公開するボ

ーンデジタルの行政刊行物も献本対象に加えるために「行政資料等管理規程」というものに改正し、ほぼ平行して文書規程の改正も行った。それまでは一旦廃棄決定をしたものを文書館が収集するというロジックになっており、文書館はゴミ屋と一緒に、廃棄してもらわないと収集できないという理屈だったが、文書館に「引き継ぐ」「移管する」という風に内規(文書規程)を改正した。条例化はまだ形になっていないが、そういう文書管理の「改善」が条例化にきつと活かされるはずだと思う。単純に条例の方が上位だから良いとかではなく、その辺の現実の複雑さについての知見をきちんと共有したり、発表したり、説明したり、記録したりしていく必要がある、というのが私の「実践知」の意味するところである。

司会 実践記録を残す、論文は難しくても実践報告的なものを何等かの形で公表して、全国の同業者と共有するということができれば、「実践知」が広がっていく。一朝一夕では行かない話だとは思いますが、皆でやっていくべきことだろうと思う。

尾崎さんの報告で、文書管理担当者がアーキビストになってみたい、認証アーキビストはどうやって認証されるのかということに大変興味関心を持ったという話があった。そのことに関する課題が報告されたが、今一度お話しいただきたい。

尾崎 私がアーキビスト認証をされたという話を文書管理担当の庶務課職員にした時に、非常に羨ましがられたということがあって、その反応は実は意外だったが、それから色々な話をするようになった。アーキビスト認証が公務員のキャリアとして得られるメリットとは何か、と2人に聞いたが、1人は自分の能力とか経験についての証明となるのはもちろんそうだが、自身のキャリアがひとつの形になることの充足感が仕事のモチベーションを上げる、ということを言っていた。また、退職後を含めて専門

職としてのキャリアが選択肢に入ってくるということをする人もいた。やはり彼らはそういう評価をしてほしいと感じた。

一方、ゼネラリスト志向の組織の中では異動がどうしても付き物になるので、文書管理の部局に居続けるというのは現実的に難しい。それを保証するものとして、制度として認証アーキビストを配置する、あるいは自治体として1人以上認証アーキビストを配置するということになる、認証アーキビストとなるモチベーションがさらに上がるだろう、ということを書いていた。

それから実績の件だが、文書管理担当者としての実績を考えた時に、経験年数であるとか、文書管理システムを導入したこととか、研修マニュアルの作成とか、研修の実施ということぐらいしか思い付かない。それらは「通常業務」にあたるので、果たして「実績」にできるのか、という悩みがあるようだ。

また、私が学芸員で認証を取得している人間として耳が痛いのは、学芸員が認証アーキビストを取得しているとかえって認証アーキビストの特徴が見えなくなる、魅力を減らすことになる、というようなことを言われた。我々の立場（学芸員）としてどうなんだ、と思わざるを得なかった。

司会 そうすると、一般行政職員が認証アーキビストになることへのステップが大事になってくると思う。准アーキビスト認証制度整備について国立公文書館が取り組んでいるので、一般行政職の資格取得の問題についてお話しいただきたい。

島田 現在、准アーキビスト認証制度の実現に向けて検討している。准アーキビストは、認証アーキビストにつながる資格にということで、「認証アーキビストの要件になる知識技能等を習得した者」を検討している。具体的に何を求めるかということ、大学院の科目の修了、若しくは国立公文書館アーカイブズ研修の修了、若しくは国文学研究資

料館アーカイブ・ズカレッジ長期コースの修了である。国立公文書館の研修では、現用文書の扱いについての研修も当然設けている。つまり、現用文書の管理についての専門性というものも（必要な）知識技能等の中に含まれる。この知識技能等について習得した者は准アーキビストとなるということで、これが実現すると、調査研究実績の（一段階）前に、研修を修了すれば准アーキビストという、ひとつの到達点に立っていただけるのではないかと思う。当然、認証アーキビストよりも准アーキビストの方がなりやすいので、現用文書に携わっている方々にも、当館からの認証という形でひとつのゴール、目標にさせていただけるのではないかと考えており、現用文書の管理についても自己研鑽、専門性の習得に努めていただければ、私共としても良いかなと考えている。

司会 ここで質問が来たので、代表して新井さんに答えていただきたい。

辻川敦氏（あまがさきアーカイブズ） 新井報告を聞き、国や自治体に対して、全史料協がかつてのような積極的な働きかけを行うことも必要かと思う。今後、全史料協として、認証アーキビスト等の課題についてどのような取組み・働きかけをしていくべきか。

新井 公文書館法ができた時には、まだ具体的な専門職の在り方、あるいは養成の仕方みたいなものが固まっていなかった。この度、認証アーキビスト創設に向けてアーキビストの職務基準書もでき、研修制度も充実してきている。いよいよ専門職が世間で認められる時期を迎えたと思う。全史料協は、第一・第二の提言書で具体的に提案してきたが、当時はまだ社会全体も、現場も、受け入れられる状態になかったところから30年経ち、更に認証アーキビスト制度もでき、これから全史料協の役割はますます重要になってくると思う。

これからの全史料協の役割としては、一

つは今回認証アーキビストの方々に対して国立公文書館がアンケートを取ったが、是非、国立公文書館と一緒に全史料協も分析・検討に参加し、各現場で認証アーキビストが働きやすい、あるいは活動しやすい職場作りを目指してもらいたい。認証アーキビストを社会に広げていくための援助者、助走者、あるいは国立公文書館の伴走者と言っても良いかも知れないが、全史料協の役割はますます大きくなっていくと思う。

もう一つ、職務基準書によって、アーキビストの仕事の内容がより具体的に分かってきたし、養成についても具体的な方法論・方向性が出されたところだが、現在のものが必ずしも完成形ではなく、社会の在り方とか現場の状況によってその都度変わって良いという部分もあると思う。その辺りも今後全史料協で現場からの意見を吸い上げ

つつ新たな方向性を目指して欲しい。

司会 認証アーキビスト制度も3年目になったが、認証アーキビストになった皆様は、これからも実務経験によって得られる「実践知」というものの重要性を再認識し、それをいかに深め、次世代のアーキビストをどのようにして育てていくか、という役割についても考えていただきたいと思う。

また、認証アーキビストは、一般の行政職員にとっても決して遠いものではないという話だったと思う。今後国立公文書館等が開講する各種のアーカイブズ研修を受講・修了して、まずは准アーキビストになること、そういった形での現職者の資格取得を促進して、是非ともアーキビストの仲間を増やし裾野を広げることによって、日本に新しいアーカイブズの社会が生まれていくことを切に念願する。

大会テーマ研究会

公文書管理条例と向き合う公文書館 — 認証アーキビストの挑戦 —

大会趣旨説明／報告1／報告2／報告3／報告4／質疑・総合討論記録

大会趣旨説明

大会・研修委員会

令和4(2022)年の第48回全史料協全国大会は、滋賀県大津市を会場とし、昨年に引き続きオンラインで開催します。大会が中止となった一昨年以來、全国の皆様と直接お会いすることは叶いませんが、どこからでも繋がるというインターネットの特徴を

活かし、今大会をより多くの方々で交流・議論できる場としたいと思います。

大会テーマは、「公文書管理条例と向き合う公文書館—認証アーキビストの挑戦—」です。全史料協では大会テーマとして初めて専門職問題を取り上げます。また、「向き合う」とは、公文書管理条例を如何に有効に機能させるか、これが専門職の腕の見せ所だという観点から、これまで蓄積されてきたアーカイブズの「力」を再発見し、結集・共有することで、新たなアーキビストの時代を切り開い

ていこう、というメッセージを込めました。

滋賀県は、平成31(2019)年、公文書管理条例及び公文書館条例が制定・公布され、令和2(2020)年4月、両条例が施行、滋賀県立公文書館が開館しました。

もとより滋賀県は、現在県指定文化財となっている明治期以降の滋賀県行政文書が残ることで知られ、研究者らによる利用実績が古くからありました。また、昭和62(1987)年に情報公開制度の整備とともに「公文書センター」が設置されるなど、情報公開・公文書管理の先進県として有名です。平成20(2008)年に公文書館の前身といえる「県政史料室」が開設されるなど、システム・制度も漸次整備されていました。滋賀県においては、このような情報公開ならびに公文書・アーカイブズ管理の実績・歴史があり、これらの制度・システム整備の集大成が公文書管理条例制定・施行と公文書館開館であったといえるでしょう。

こうした経緯を持つ滋賀県立公文書館は、既存の公文書管理・情報公開担当部局と同居・併設し、また複数の職員が併任しています。現用からアーカイブズの保存・活用に至る公文書管理がシームレスに近い状態で行われていますが、その中で、評価・選別から普及・啓発・活用などアーカイブズ領域における専門性の高い業務を担っているのは、国立公文書館認証アーキビストを含む「歴史公文書専門職員」です。

このような動向をふまえ、大会テーマ研究会報告①～③では、上記のような特色ある滋賀県の公文書・アーカイブズ管理について、県立公文書館の御三方に、現用段階も含めて報告いただきます。

報告①では、公文書管理条例制定に至る経緯と現用公文書の取扱い・情報公開制度について紹介・解説いただきます。

報告②では、県立公文書館の紹介と、保存期間満了文書の評価選別について解説いただきます。

そして報告③では、特定歴史公文書等の利用審査の仕組みや、特徴的な普及事業を紹介いただくとともに、当該業務を認証アーキビストが担当していることから、アーキビストに求められている役割、或いは果たすべき役割、そして課題などについてもお話いただけます。なお、今大会では第1日目に特別研修会「認証アーキビストのこれからを考える」も開催しています。報告③では、その議論ともリンクさせて考えていきたいと思えます。

報告④では、近江八幡市の公文書館設置構想を中心に、地域資料・民間所在資料を含めた滋賀県内のアーカイブズをめぐる動向を歴史的背景も含めて紹介・解説いただきます。

滋賀県内の市町村においては、守山市公文書館が開館(平成12(2000)年)し、草津市(平成24(2012)年)、野洲市(令和2年)及び甲賀市(令和3年)で公文書管理条例が制定されるなど、公文書管理制度整備の動きが各所で見られ、また、前述のとおり近江八幡市において公文書館の設置が構想されています。

しかし、これら各市の担当機関と全史料協との直接的な繋がりがなくともあり、実態はあまり知られていません。県外から見ると、滋賀県内では、現用公文書・アーカイブズの保存・活用について総じて関心が高いという「土壌」を有し、保存・活用が各々の現場で独自に行われながらも、現場間ネットワークの構築・「現場知」の共有は発展途上であるように見えます。

そこで、アーカイブズをめぐるネットワーク構築について、望ましい連携・役割分担の在り方、そしてそのための方策・戦略(認証アーキビスト制度の活用も含めて)についても、考えたいと思えます。

以上の議論を通じ、今大会がアーカイブズをめぐる滋賀県内の先進的な取組を学び、全国に波及させる場となるとともに、滋賀県内においてアーカイブズをめぐるネットワークが形成されるきっかけとなればと思えます。

報告 1

公文書管理条例の制定と情報公開制度

滋賀県立公文書館 阿部 弘

滋賀県における現用公文書の管理に関する取組として、公文書管理条例と情報公開制度の概要について御報告申し上げます。

1 滋賀県公文書等の管理に関する条例

滋賀県では、公文書管理法の制定に伴い、時代に即した公文書の管理、公文書館機能の整備を図るため、平成27年8月以降、諸々の検討を重ね、平成31年3月に文書管理の基本ルールとして、滋賀県公文書等の管理に関する条例（以下「公文書管理条例」という。）を制定し、運用しています。

本条例は、公文書等は県の諸活動および歴史的事実の記録であり、健全な民主主義の根幹を支える県民共有の知的資源であることから、公文書等の適切な取扱いを確保して、県民の知る権利を尊重することが重要であるとの基本的考え方のもと、現用公

文書の適正な管理、特定歴史公文書等の適切な保存、利用等を通じて、県政の適かつ効率的な運営、現在および将来の県民に説明する責務の全うを目的としています。

本条例は、①総則、②現用公文書の管理、③特定歴史公文書等の保存、利用等、④審査請求、⑤人材育成、⑥雑則の全6章から成り立っており、条例の対象となる機関（以下「実施機関」という。）は、知事部局のほか、議会、各行政委員会、警察本部長、公営企業管理者、病院事業管理者、県が設立した地方独立行政法人（県立大学）とされています。

また、本条例で対象とする文書は、「現用公文書」として、実施機関の職員が職務上作成または取得した文書（図画、写真、マイクロフィルムおよび電磁的記録等含む。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているもの（不特定多数の者への販売を目的として発行されるものや歴史的・文化的・学術研究用資料等除く。）、「歴史公文書等」として、滋賀県立公文書館に移管された歴史的に重要な情報が記録された公文書等に加えて、公文書館に寄贈・寄託されたものと定義されています。

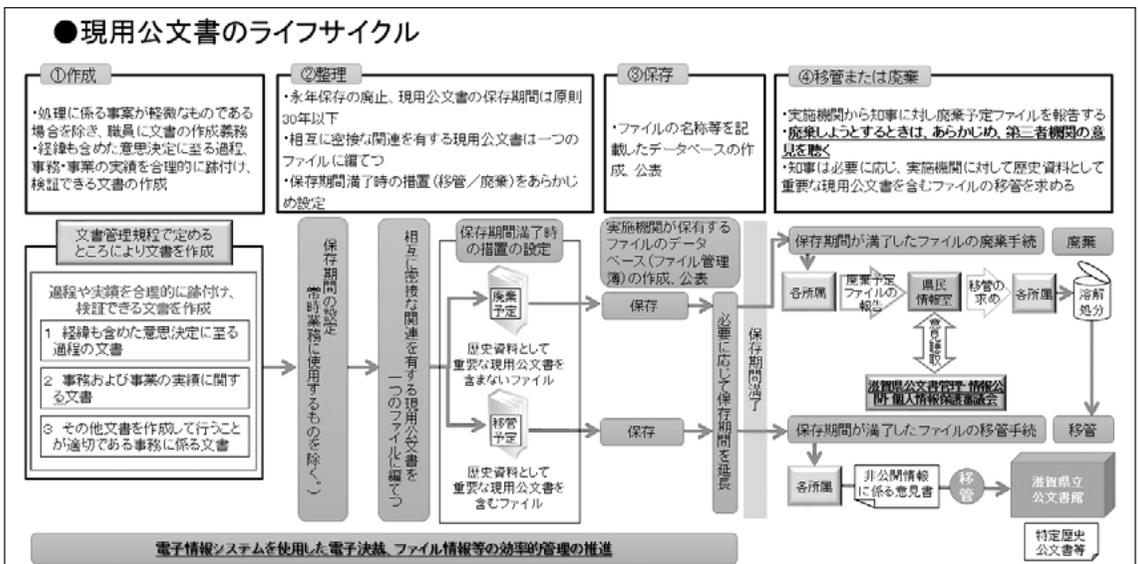


図 1

第2章「現用公文書の管理」では、現用公文書のライフサイクルである作成（第4条）、整理（第5条）、保存（第6条）、移管または廃棄（第8条）の各段階に沿って条文が構成されております。

例えば、文書の「作成」に当たっては、職員に対し、処理に係る事案が軽微なものである場合を除き、経緯も含めた意思決定に至る過程や事務・事業の実績を合理的に跡付け、検証できる文書の作成を義務付けることとしているほか、文書の「整理」では、従来運用されてきた文書保存期間の区分である「永年保存」を廃止し、現用公文書の保存期間は原則30年以下とすること、「保存」に当たっては、ファイルの名称等を記載したデータベースを作成し、公表することなどのルールをそれぞれ定めています。

そのほか、現用公文書の管理に当たって具体的な事項は、実施機関ごとに文書管理規程を設けることとされています。知事部局の文書管理規程では、文書管理は原則として文書管理システムにより行わなければならないとされているため、当該システムについても紹介します。

本県文書管理システムは、平成17年度に富士通のシステムを導入し、以来5年おきに更新・改修の上、使用しています。当該システムが受け持つ範囲は、起案・收受から、決裁、施行、保存までで、保存期間満了後は滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）の意見聴取を経て移管または廃棄の選別が行われ、移管対象となったものは、歴史公文書管理システムに引き継がれます。

歴史公文書管理システムは、文書管理システムとは別個のシステムとしてコミカミノタのものを使用しており、移管対象となった文書については、目録データや電子ファイルのインポート処理で対応することが可能となっておりますが、文書管理システムとの電子

システムのな接続はしておりません。

なお、歴史公文書管理システムでは、文書管理システムとは異なり、一般利用者からの検索・閲覧機能も実装されており、デジタルアーカイブとしても機能しています。

最後に、本条例の特徴としまして、①条例の目的として「県民の知る権利を尊重」することを明記していること、②保存期間が満了したファイル等を廃棄しようとするときはファイル等にまとめられた現用公文書が歴史公文書等に該当するか否かについて審議会の意見を聴かなければならないこと、③特定歴史公文書等について学校教育における活用が図られるように努めなければならないこと、④特定歴史公文書等の利用決定等または利用請求に係る不作為について審査請求があったときは速やかに審議会へ諮問しなければならないこと、⑤県が出資している法人のうち実施機関が定めるものについて、文書の適正な管理が推進されるよう必要な措置を講ずるよう努めなければならないことの5点が挙げられます。

2 滋賀県情報公開条例

特例歴史公文書等の利用請求については、公文書管理条例第3章において定められていますが、現用公文書の公開については、滋賀県情報公開条例において定められています。

本条例は、公文書の公開を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定め、県民と県との協働による県政の進展に寄与することを目的としています。

公文書の公開請求は、県民に限定されることなく何人もできることとされており、なお、本条例における「実施機関」の定義は公文書管理条例と同様であり、「公文書」の定義は公文書管理条例の「現用公文書」の定義と同様です。

実施機関は、公文書の公開請求があったと

きは、公開請求に係る公文書に非公開情報が記録されている場合を除き、当該公文書を公開しなければならぬこととされています。

非公開情報の類型としては、①個人に関する情報、②法人等に関する情報、③公共の安全と秩序の維持に支障が生ずる情報、④法令または条例の規定により非公開とされる情報、⑤審議、検討または協議に関する情報、⑥事務の円滑な実施を困難にする情報の6点となります。

公開決定の期限は、原則として公開請求があった日から15日以内とされていますが、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、30日以内に限り延長が可能です。公文書の公開決定等または公開請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求が不適法として却下されるなどの場合を除き、滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会へ諮問され、調査審議等が行われます。

そのほか、情報公開の総合的な推進として、実施機関は、前述の公文書の公開のほか、県政等に関する情報が適時に、かつ、適切な方法で県民に明らかにされるよう、情報公開の総合的な推進に努めるものとされています。

3 滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会

滋賀県公文書管理・情報公開・個人情報保護審議会は、公文書管理条例の制定に伴い、同条例のほか滋賀県情報公開条例等の規定によりその権限に属せられた事項の調査審議を所掌事務とする附属機関として、従前の滋賀県情報公開審査会および滋賀県個人情報保護審議会を改組して平成31年4月に設置されました。

当審議会は、任期3年で14人以内の委員により構成され、全体会のほか公文書管理部会、審査部会、個人情報保護部会を置いております。

全体会または各部会は、公文書管理制度、

情報公開制度、個人情報保護制度全般の運営、改善に関する提言を担任するほか、公文書等管理部会においては文書管理に関し知事が定める基準の策定・変更に係る意見聴取および廃棄しようとする現用公文書等の歴史公文書該当性に係る意見聴取、審査部会においては特定歴史公文書等利用請求や公文書公開請求等に対する処分についての審査請求に係る諮問に対する答申のための調査審議、個人情報保護部会においては県保有個人情報の取得・利用・提供の制限に例外を設ける答申等のための調査審議等をそれぞれ担任しています。

これらの部会のうち、審査部会については、諮問案件の審議を迅速化させるため、2分科会構成とし、相互に関連する諮問案件は併合して審議を行うことを可能としています。

しかし、近年は、諮問案件の増加に伴い、諮問から答申までに相当の時間を要する状況が発生しており、2分科会構成、関連案件の併合審議を行ってもなお、対応に苦慮しているところです。

4 今後の課題

以上、本県の文書管理制度と情報公開制度について、簡潔ながら見てきましたが、前述した諮問案件に係る審議の長期化のほか、いくつか課題も抱えています。

例えば、電子ファイルの取扱いについて、事務端末やファイルサーバ等の整備に伴い、電子ファイルを取り扱う機会は増大したものの、部署や職員ごとにファイルサーバ内における電子ファイルの整理方法は様々であり、バックアップのために保存されたとされる草稿ファイルが大量に残されていたり、フォルダ階層が複雑になり過ぎていたりするなど、目的の電子ファイルへ容易にたどり付けないといった状況も見受けられます。

今後のDXやペーパーレス化の進展により

電子ファイルの取扱いが一層増えていくことを考えると、電子ファイルの整理について、一定の基準を整理しなければならない状況に至っていると考えられます。

また、特定歴史公文書等の利用について、デジタルアーカイブにアップロードされている文書はごく一部に留まっており、現時点では、資料原物の閲覧または紙による写しの提供が主となっています。ペーパーレス起案・施行された電子文書について、利用請求があった場合、従来どおりの方法であれば、利用審査後に紙媒体で閲覧や写しの提供をすることになるのですが、いつまでも従来のまま紙ベースで提供することが妥当なのかどうか、この点についても整理すべき段階に至っていると考えられます。

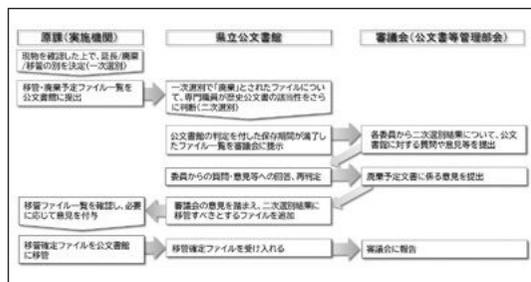


図2

報告2

県立公文書館の概要と評価選別

滋賀県立公文書館

岡田昌子

はじめに

平成30年度に滋賀県公文書等の管理に関する条例、滋賀県立公文書館の設置および管理に関する条例を公布、令和2年4月1日に同条例を施行し、滋賀県立公文書館が開館しました。

本報告では、滋賀県立公文書館の概要および評価選別について、その仕組みや基準を御報告させていただきます。

1. 県立公文書館の概要

1. 設置目的

滋賀県立公文書館は、県民共有の知的資源である県の公文書等のうち、歴史資料として重要な公文書その他の文書を、「特定歴史公文書等」として適切かつ永久に保存するとともに一般の利用に供することを目的として設置されました。

2. 業務内容

①歴史公文書等の評価選別・収集・保存

保存期間が満了した公文書のうち、歴史資料として重要であるものを選別し、公文書館へ移管・収集、また寄贈・寄託については、滋賀県立公文書館寄贈・寄託文書受入要綱に適合するものを受け入れ永久に保存します。

②特定歴史公文書等(所蔵資料)の利用の提供およびレファレンス

所蔵資料の閲覧、複写、利用相談等を行います。

③特定歴史公文書等の普及事業

所蔵資料の利用促進を図るために、企画展示の開催、講演会・講座の開催、情報紙等の刊行、デジタルアーカイブの公開、教育機関等との連携を行います。

3. 沿革

昭和62年(1987年)9月に公文書センターが竣工され、昭和63年(1988年)4月に滋賀県公文書等の公開に関する条例を施行、平成20年(2008年)6月に当館の前身である県政史料室を開設、令和2年(2020年)4月に県立公文書館が開館しました。

4. 所蔵する特定歴史公文書等の概要

令和3年度末現在、当館に所蔵している特定歴史公文書等は次のとおりです。

■特定歴史公文書 19,521冊

県職員が職務上作成し、または取得した文書で、公文書館に移管されたものです。

明治～昭和戦前期の9,068冊は、平成25年3月に滋賀県指定有形文化財（歴史資料）に指定されました。

■行政資料 650点（滋賀県日誌…24点 滋賀県会歴史…35点等）

県が保管していた行政刊行物・図書・写真等です。

■寄贈・寄託文書 57点（堀田義次郎関係文書…52点 明治天皇容態日誌…1点等）

県にゆかりの深い個人・団体から寄贈・寄託された文書です。

5. 歴史公文書管理システムにおける情報の提供

特定歴史公文書等の効率的な管理および利用者の利便性向上のため、開館に合わせて、特定歴史公文書等の一元的管理およびインターネット上での目録検索やデジタルアーカイブの閲覧等を行えるシステムを整備し、運用しています。

■システム開始の経過

公文書館の開館以前に行っていた文書目録の公開方法では、条例制定に伴い毎年各実施機関から公文書館に移管される歴史公文書について、書庫内の保存場所を含む一元的かつ適正・円滑な保存管理、利用等ができない（一元管理）という問題、ホームページ上ではExcelファイルでの提供のみであり、検索の利便性を欠き、利用者が必要な文書を特定して利用請求することができず、県民の知る権利に答えられない（検索の利便性）という問題等が発生していました。

そのため、特定歴史公文書としての整理、目録情報の整備、書庫での保存・管理、県民等への情報提供（インターネットでの検索・閲覧サービスの提供）等を効率的に行うため現用公文書の保存・管理のための「文書管理システム」とは全く別のシステムとして、開館前年度に「歴史

公文書管理システム」を構築し、開館と同時に運用を始めました。

■特定歴史公文書等の文書目録件数
847,043件

■デジタルアーカイブの公開対象
簿冊数：79冊 文書数：10,823件

6. 令和3年度事業の内容

①歴史公文書等の評価選別・収集・保存
（次頁参照）

②特定歴史公文書等の利用提供・レファレンス等公文書館利用状況

利用者数合計は2,641人で、令和2年度比で57%増となりましたが、令和2年度については4～12月までデジタルアーカイブ・展示閲覧者数が未集計であったため、単純比較は困難となっています。

ただし、デジタルアーカイブ・展示閲覧者数については、令和4年度9月末現在で既に令和3年度比50%増となっており、デジタル化の推進が一定図られた結果と考えています。

③特定歴史公文書等の普及事業

ア 催し物

特定歴史公文書等について広く県民の方々に知っていただくため、近代滋賀の歴史の中から多彩なテーマを選び、当館にて所蔵文書の企画展示を行いました。

また、令和4年が滋賀県誕生から150周年の節目の年となることから、滋賀県政150周年記念事業の一環として記念展示を3回にわたって開催することとし、その第1回を展示8として催しました。

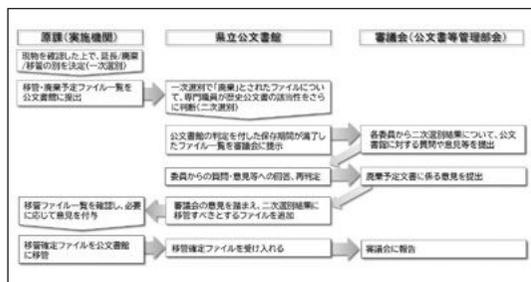
イ 情報発信

情報紙『滋賀のアーカイブズ—滋賀県立公文書館だより—』等の刊行、（公財）びわ湖芸術文化財団が年4回発行する文化情報誌『湖国と文化』の連載コラムへの寄稿、ホームページ・ツイッターでの、当館の業務・行事の紹介等の情報発信をしています。

2. 評価選別

1. 評価選別の仕組み

- ①原課による選別（一次選別）→
 - ②公文書館による選別（二次選別）→
 - ③審議会への意見徴取（第三者評価）→
 - ④原課による最終確認（移管文書の確定）
- これらをフロー図で表すと下図のとおりとなります。



滋賀県の評価選別のフロー図

2. 評価選別の基準

滋賀県文書管理規程（令和2年3月17日訓令第14号）第44条（保存期間満了時の措置の設定）に、「文書管理者はファイル等について別表第4に基づき、保存期間の満了前のできる限り早い時期に、条例第5条第5項の保存期間が満了したときの措置を定めなければならない」と定められており、別表第4（第44条関係）（保存期間満了後の措置の設定基準）には、次のように定められています。

1 基本的な考え方

(1) 現用公文書およびファイルの保存期間満了時には、次のアからエまでのいずれかに該当する現用公文書または当該現用公文書を編てつしたファイルは、歴史公文書等に当たるものとして、保存期間満了後に公文書館に移管するものとします。

ア 県の機関および県設立地方独立行政法人（条例第2条第1項に規定する県設立地方独立行政法人をいう。次号において同じ。）の組織および機能ならびに政策の検討過程、決定、実施および実績に関する重要な情報

が記録された現用公文書

イ 県民の権利および義務に関する重要な情報が記録された現用公文書

ウ 県民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録された現用公文書

エ 県の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録された現用公文書

2 具体的な移管または廃棄の判断基準

1の基本的な考え方に基づいて、個別のファイル等の保存期間満了時の措置（移管または廃棄）の判断を次に定めるところにより行うものとし、いずれかの基準において移管と判断される場合には、移管とします。

(1) 業務単位での保存期間満了時の措置

滋賀県文書管理規程別表第1（業務に係る文書の作成）に掲げる事項に関する業務に係るファイル等の保存期間満了時の措置については、同規程別表第4の2(1)アの保存期間満了時の措置の欄のとおりとします。（第1～第13まで）

(2) 特に重要な政策事項等に関する文書

社会的な影響が大きく、県全体として対応し、その教訓が将来に生かされるような特に重要な政策事項等に関する文書は、前号アの表で「廃棄」とされているものも含め、原則として移管とします。

(3) 昭和27年までに作成または取得した文書

→原則として移管とします。

(4) 前3号までに記載のない文書

→文書管理者が個別に判断します。

3. 令和3年度の選別状況

1 対象文書

(1) 令和2年度保存期間満了文書（旧永年）
37,415冊

(2) 令和2年度保存期間満了文書（有期限）
104,029冊

2 原課移管数（一次選別）の増加

2年度の一次選別における移管数(有期限

文書)は248冊(0.4%)でしたが、3年度は405冊(0.5%)に増加し、評価選別に対する職員の理解が一定進んだものと考えられます。

(参考：令和4年度、約6千件)

おわりに

本報告について、これまでの経験を踏まえいくつか私見を提示します。

<滋賀県立公文書館の運営について>

- ・令和2年度に公の施設として「設置条例」に基づき開館しましたが、予算上は本課(県民活動生活課)の中にあり予算執行の自由度が低く、また、本庁舎内に施設が存在するため、庁舎管理は容易であるが所在地がわかりにくく一般の知名度が低いと感じています。
- ・令和4年度より滋賀県史の編さん事業が加わり、職員数と業務量のバランスが課題となっています。

<評価選別について>

- ・原課への周知が進んできてはいるものの、今後も研修等の開催により選別についての認識をさらに高め、原課での一次選別を充実させて、歴史資料として重要な公文書が適切に当館に移管され、県民等が将来にわたり必要な情報にアクセスできるよう努めていきたいと考えています。

報告3

県民に開かれた公文書館に向けて —認証アーキビストに何ができるか—

滋賀県立公文書館 大月 英雄

はじめに

当館において、特定歴史公文書等の利用審査や、廃棄予定文書の評価選別、展示・

講演会の企画、機関紙『滋賀のアーカイブズ』の刊行など、「アーキビストの職務基準書」が定める専門的業務の大半を担っているのが、筆者を含む3名の歴史公文書専門職員(うち2名は認証アーキビスト)である。

同職員は、日頃1人でも多くの利用者に、当館の所蔵資料を活用してもらうため、様々な取り組みを進めている。本稿では、このような専門職員が担う様々な業務のうち、所蔵資料の「利用」「普及」に関するものとなるべく具体的に紹介したい。

1 特定歴史公文書等の利用審査

はじめに、当館において最も基本的な業務である特定歴史公文書等の利用審査を紹介する。

当館では、特定歴史公文書等の利用請求書が提出されると、最初に職員は請求のあった資料の利用区分を確認している。目録に記載されている利用区分には、「公開」「一部公開」「非公開」「未審査」の4種類がある。このうち、「公開」の資料(全体の1割未満)は審査が不要だが、所蔵資料の大半を占める「一部公開」「未審査」のものは、利用請求のたびに制限情報の有無を確認している。

利用審査は、「滋賀県立公文書館における滋賀県公文書等の管理に関する条例に基づく利用請求に対する処分に係る審査基準」(以下「審査基準」という。)に基づいて行っている。個人の権利利益等を保護する必要性は、時の経過にともない失われることがあるため、利用制限は作成または取得の日から30年を超えないことを原則としているが、時の経過を考慮してもなお利用を制限すべき情報が含まれる場合、必要最小限の制限を行っている。

利用が制限される個人情報とは、30年以上の一定の期間が経過し、個人の権利利益を害するおそれなくなった時点で利用ができるようになるが、その期間の目安は、審査基準で定められた情報の類型によって異なってい

る。請求のあった資料のなかに、この類型の情報が含まれる場合、利用制限を行う。たとえば、『県参事会議案綴』（昭き27）に綴られた「精神病者監護費」という資料には、入院患者の氏名が記載されている。この情報は、審査基準の類型の「重篤な遺伝性の疾病、精神の障害その他の健康状態」に該当するため、作成から140年の期間が経過しなければ、利用することはできない。今回の場合、1929年に作成されていることから条件を満たさず、利用を制限している。

なお、利用が制限される情報は、原則として個人・団体等を特定できる情報のみに限定している。たとえば、「特種部落」や「第三国人」など、現在の目から見て不適切な表現があったとしても、当時の社会状況を伝える重要な記録の一部として、表現自体は利用に供している。ただし、被差別部落の地域名は、住所と照らし合わせることで、個人の権利利益を害するおそれがあるため、当館では利用を制限している。

審査の過程では、担当者が判断に迷うこともある。たとえば「信仰」といっても、職業である住職や神職も含まれるのか、個人情報 は具体的にどこまで制限するのかなどである。その場合、当館では前身の県政史料室時代から、利用審査に係る打合せを実施している。会議には、館長、審査担当者ほか数名の職員が参加し、過去の審査事例を勘案して、公開の可否や利用制限の箇所を集团的に検討している。審査結果は記録に残し、情報類型の「解釈」としてとりまとめ、その後の審査に役立てている。

利用制限を行う際は、当該情報が含まれる部分をデジタルカメラで撮影し、パソコン上で制限箇所にマスキングを行い、複写物を作成している。資料全体を非公開とはせず、利用制限箇所に袋かけを行った資料の現物と、マスキングした複写物を利用に供している。

以上のような手続きを経て、当館では請求

のあった日から、原則30日以内に利用の決定を行っている。古文書の所蔵機関と異なり、請求から一定の時間を頂戴しているのは、近現代の公文書には、現在を生きる私たちの権利利益を害するおそれのある情報が数多く含まれているためである。県民にとって重要な個人情報等は保護しつつ、制限箇所を最小限にとどめて利用に供するためには、資料1点1点について慎重な審査が欠かせない。

資料の公開と制限のバランスは難しい課題だが、当館では審査基準を常に見直ししながら、今後とも多くの利用者に納得いただけるよう努めていくつもりである。

2 所蔵資料の利用の促進（普及）

（1）展示の企画

当館では、毎年4回程度、所蔵資料を用いた展示を企画しており、たとえば2022年2～5月には、県政150周年記念展「滋賀県はいつ誕生したのか—歴史公文書は語る—」を開催している。この展示は、2022年9月29日に「滋賀県誕生の日」から150年の節目を迎えることを記念して企画したものだが、きっかけはその前年に行われた県議会的一般質問にさかのぼる。

2021年9月21日、ある議員から、滋賀県が誕生したとされる日は、9月28日と29日のどちらが正しいのかという発言通告書が提出された。現在と同じ県域の滋賀県が誕生するのは、近江国南部を管轄していた滋賀県が、北部を管轄する犬上県（彦根藩が前身）と合併した1872年9月のことだが、実は文献によってその合併日が異なっており、県としての公式見解が問われたのである。この議員は、県政150周年に向けた取り組みの提案を準備しており、自身の質問日も「滋賀県誕生の日」に合わせるために、そのような質問が出されたわけである。

答弁者に指名された総合企画部に属する当館は、その資料作成にあたったところ、

9月28日は犬上県との合併を太政官が滋賀県に布達した日、29日は全国の人民に向けて布告した日ということが判明した。もともとは、当時効力をもったと考えられる9月28日が重視されていたようだが、県政100周年を迎える1972年頃、現在の公布日の考えに則って、1872年9月29日を「滋賀県誕生の日」と定めたようである。

そもそも戦前は、大津裁判所（滋賀県の前身となる行政機関）が置かれた1868年3月が県の「立庁日」として重視されており、犬上県との合併日は特別な日と考えられてこなかった。その背景には、もともと「滋賀県」とは、あくまで行政機構のことを指し、地名としては旧国名の近江国も浸透していたことが大きいだろう。現在の県域となった1872年9月以降も、現在の福井県南部（嶺南地域）の4郡が編入され、滋賀県に「海があった時代」（1876～81年）も存在した。たびたび変更される県域は、県のはじまりを考える上で、それほど重視されていなかったことがうかがえる。

そのような調査結果を受けて、9月29日の県議会では、県政150周年に向けた取り組みが議論された。その中核事業として、新たな県史の編さんが開始されることになったが、さらに当館では、今回の調査結果などを広く県民に知ってもらおうと、県政150周年記念展を企画することにした。関連資料を含め、合計21点というささやかな展示だが、NHKや地元放送局、複数の新聞で取り上げられるなど一定の話題を呼び、副知事や県議会議員の来館もあった。展示の報道を通じて当館の存在を知った県民が、関連資料を利用請求するという事例も見受けられた。

公文書館の展示の主な役割とは、所蔵資料を広く紹介することで、資料の利用を促すことにあるが、当館では（広義の）レファレンスをきっかけに企画することも少なくない。

国立国会図書館では、全国のレファレンス事例の協同データベースを構築しているように、ある利用者からの問い合わせは、他の利用者にとっても有用なことが多い。展示の企画には、レファレンスの共有という側面があることも強調しておきたい。

（2）学校連携事業

また当館では、展示の企画に加え、情報紙『滋賀のアーカイブズ』の刊行、デジタルアーカイブの公開など、さまざまなかたちで所蔵資料の普及事業を行っている。そのなかでも、公文書管理条例の施行後、特に重視しているものが『歴史公文書が語る湖国一明治・大正・昭和の滋賀県一』（以下「本書」という。）を用いた学校連携事業である。本書は、明治期から昭和期までの本県のあゆみを、豊富な資料写真を交えてわかりやすく紹介した当館の開館記念誌で、2021年3月に本県に本社を置くサンライズ出版から刊行した。

もともと本書は、県内の中学校・高校に1部ずつ配布を予定していたが、実際の授業で活用しやすくするため、本書を用いた授業指導案集を作成することとした。実効性のある教材づくりのためには、現場の教員の協力が欠かせないことから、教育委員会事務局を通じて6名の中高教員に執筆を依頼し、2021年4月から3回にわたり、『歴史公文書が語る湖国』授業活用研究会を開催した。研究会では、本書の内容紹介に加え、所蔵資料のレファレンスや指導案の検討等を行った。会長は、日本近代教育史が専門の宮坂朋幸氏（大阪商業大学教授）に依頼し、専門的見地からの助言も得ることができた。

指導案集は、全16頁からなり、歴史学習用4本、総合学習用2本を掲載し、宮坂氏には記念誌の授業活用の意義について寄稿していただいた。本冊子は、2022年3月に刊行し、本書と併せて県内の中学校・高校計161校に配布した。さらに2022年度には、

本書掲載の資料写真をデジタル公開し、いくつかの学校では公開授業も実施している。

以上のように、教育委員会事務局や学校教員の協力がスムーズに得られた背景には、本書という活用しやすい素材を提供できた点が大きい。当館の所蔵資料の多くは、読み解くこと自体が困難で、単に資料の活用をうながしても、困惑してしまう教員がほとんどだろう。本書は、過去の展示図録や、びわ湖芸術文化財団の情報誌『湖国と文化』への寄稿コラムをとりまとめたものであり、一次資料が読めなくとも活用が容易である。日頃の調査研究活動の積み重ねが、歴史公文書等の利用の幅を広げる上で重要といえる。

おわりに

以上のように、本稿では当館の歴史公文書専門職員が担う業務のうち、「利用」「普及」に関するものを具体的に紹介してきた。最後に、このような館の中核的業務を担う専門職員養成の課題について、いくつか私見を提示しておきたい。

2013年に全史料協が行った「公文書館専門職員アンケート調査」によれば、回答のあった公文書館61館における「専門職員」の雇用形態は、「正規」69人(40.8%)、「非正規」100人(59.2%)と、「非正規」率は6割を占めている。その後、「アーキビストの職務基準書」の策定や、アーキビスト認証制度の創設など、専門職の地位向上に向けた取り組みはなされたが、現在のところ、9年前の調査傾向と大きな変化は見られない。各機関の専門職員は、会計年度任用職員等の非常勤職員が多数を占めているのが実態と思われる。

その一方、2022年度に国立公文書館が行った「認証アーキビスト実態調査結果」を見ると、地方自治体勤務の認証アーキビストのうち、会計年度任用職員は43名(48.3%)で、実際の職員数の比率を鑑みれば、やや少ない印象を受ける。

現在、国立公文書館は、2026年度までに、認証アーキビストを約400名とする目標を掲げているが、現状の雇用環境を前提とした場合、その実現のためには、筆者のような非常勤職員の多数の認証が不可欠である。しかしながら、前述の実態調査結果を踏まえれば、非常勤職員が認証を受けるための条件は十分とはいえない状況にあり、業界全体で積極的な環境整備が求められるだろう。

今後公文書管理が適切に行われ、「県民に開かれた公文書館」のためのさまざまな取り組みを継続的に進めていくためには、常勤・非常勤を問わず、長期的な視野をもった専門職員の養成が求められるのである。

報告4

滋賀県内市町における アーカイブズの土壌について

—近江八幡市の事例から考える—

近江八幡市総合政策部文化振興課

烏野茂治

1. はじめに

滋賀県内の市町では、既存施設である図書館、博物館、自治体史編纂事業、公文書館施設、文書管理担当など多様な施設・部署が、それぞれの実務に合わせ地域資料を含むアーカイブズ業務を担っていますが、機能と法整備の足並みが揃ったアーカイブズにつながっていないのが実状です。本報告では、滋賀県内市町の概況を説明した上で、近江八幡市における市史編纂事業から公文書館機能への移行の状況をお話しします。特に、公文書館機能への移行につながることができた地域資料の複製や公文書の選別・受入業務を、その背景にある滋賀県の地域資料の保存・活用についての「土壌」と関連づけて説明したいと思います。

2. 滋賀県内市町の公文書管理について

(1) 県内市町の概況

令和4年現在、13市6町の19自治体で構成されています。ただし、平成の大合併以前は、7市42町1村の50市町村でした。平成16年から始まった合併以降、県内市町の数、約40%まで減少しています。

次に、地域資料を含むアーカイブズ業務を担っている既存施設の状況を説明します。

図書館は、19市町に52館ありますが、県立図書館が移転開館される昭和55年(1980)以前の設置率は10%(50市町村のうち5市町)と全国最低レベルでした。県の図書館振興策と県立図書館の支援により、1980年代から設置自治体が増え、平成22年(2010)には旧市町村レベルで100%に達しました。

複数の図書館では、地域資料の受け入れ、レファレンスをしてきた実績があります。例えば、近江八幡市立図書館では、「地域資料の保存施設としての役割」も図書館の在り方として位置付けており、同館のHPで「近江八幡歴史浪漫デジタルアーカイブ」として、インターネット上で貴重図書の開示をしています。同サイトの作成については、市史編纂担当も協力し、市所蔵資料の開示もあわせて行っています。

続いて、博物館・資料館ですが、滋賀県博物館協議会に加盟している博物館施設は68あり、うち市・町立博物館・資料館は17市町に、39館設置されています。

自治体史は、新旧33の自治体で刊行されており、平成の初期に編纂が行われ、刊行後博物館施設の開館につながるパターンと、平成の大合併で自治体が無くなる、あるいは新しい自治体が誕生することにより編纂を始めるパターンとがあります。前者については、大津市、草津市、東近江市の旧五箇荘町が該当します。後者については、東近江市の旧愛東町・旧能登川町や、甲賀市などが該当しますが、前者のように事業終

了後の受け皿となる施設につながらず、文化財担当部署などに引き継がれています。

(2) 県内市町の公文書管理に関する条例・規則等について

公文書管理条例が施行されている市町は3市で、その他の自治体は文書管理や事務処理の規則・規程で対応されています。

草津市は、平成24年12月27日付で草津市市政情報の管理に関する条例を施行しています。歴史的公文書については、「市政情報」名義で規定されていますが、保存活用する施設・部署の位置づけはございません(『記録と史料』第24号「草津市市政情報の管理に関する条例の制定について」参照)。野洲市は、令和2年4月1日付で「野洲市公文書の管理に関する条例」が施行されていますが、歴史的公文書の規定自体がございません。甲賀市は、令和4年4月1日付で「甲賀市公文書等の管理に関する条例」が施行されています。歴史的公文書の規定はありますが、公文書館機能の施設・部署の位置づけはありません。ちなみに、条例施行以前、歴史文化財課に移管された「歴史的な公文書」と目される文書については、市内資料館にて保管され、甲賀市歴史資料等の取扱い及び購入に関する規則にて閲覧対応されていました。

一方で、条例が無いなか、歴史的公文書と目される公文書の受け入れ等を行っている自治体は、本市を含め6市町あります。各市町とも保存年限終了後の廃棄・延長の区別は原課が行いますが、廃棄対象文書の受け入れ先、対応が異なります。

長浜市は廃棄時に連絡があれば歴史博物館が、彦根市は市史編纂室の後継施設である歴史民俗資料室が、高島市は町史編纂担当が所属する文化財課が、日野町は町史編纂担当がいる生涯学習課文化財担当が選別・保管をされています。栗東市は長期保存文書の保管場所として歴史博物館収蔵庫が利用されており、

博物館が館蔵資料扱いとして、その重要性を内外にアピールするため、近代史料の展示等で活用されています。

東近江市では、「東近江市歴史的公文書等の収集及び保存に関する規程」のなかで歴史的文書等選別のための細目基準が明記されており、歴史的公文書は旧湖東町役場を改修した公文書センターへ移管されます。ただし、公開に関する規定はありません（『公文書館機能ガイドブック』）。

近江八幡市も、廃棄・延長の区別は原課が行い、原課延長保存以外は文化振興課市史編纂担当が選別・受入をおこなっています。

3. 近江八幡市の状況について

(1) 概要

近江八幡市は琵琶湖分を含む総面積177.45 km²、人口は令和4年7月1日現在で81,924人、滋賀県のほぼ中央に位置する自治体です。平成22年3月に、近江八幡市・安土町の1市1町で合併し、現在に至ります。

(2) 市史編纂事業における史料収集状況

市史編纂事業は、平成13年度より旧近江八幡市にて事業を開始し、地域の特徴を活かしたテーマ編5巻と、通史編3巻、別編として「地域文化財」編1巻の計9巻の刊行を計画し、令和2年度に全巻刊行終了いたしました。編纂事業としては、保存活用のための歴史資料の調査・整理も事業の中核として進めてきました。その状況について、「地域資料（古文書）」「旧町村役場文書」「公文書の選別・受入」に分けて、説明いたします。

地域資料（古文書）

約20年間の調査文書群は303件で、13万5547点の目録作成と全点撮影を行いました。撮影は、当初はマイクロフィルムで撮影していましたが、平成17年度にデジタル撮影に切り替え、マイクロフィルム撮影分も全

点デジタルコンバート済みです。所蔵者には、成果物として目録と、希望される場合は画像データもDVDで提供いたしました。

地域資料の全点調査・撮影の依頼に対し、所蔵者からほぼ快諾・理解いただきましたが、その背景には、所蔵者（団体）自身が整理・管理し、字史（あざし、集落史のこと）の編纂を経験しているという地域性にあると考えます。近江八幡市域では、旧近代行政村を単位とする地域史刊行物が20冊、旧近世行政村を単位とする字史が14冊刊行されています。自治体史編纂の参考になるレベルのものも多く、古文書より自らの歴史を紡ぐことができるという認識が一般化しているように思います。

また、保存への意識については、滋賀大学経済学部附属史料館の存在が大きいと考えます。同館の設置目的として、「主に滋賀県下における歴史資料の散逸を防止し、その保存と学術的活用を図ることにより、経済史、経営史及び社会史等の関連諸学の発展に寄与することを目的とする。」（滋賀大学経済学部附属史料館HP）と記され、受入史料は453件で、寄贈96件、寄託181件、購入177件となっています。資料保存施設が十分でない市町としては散逸回避の受け皿があること、所蔵者にとっては、自分たちの資料を大学に預けることでその重要性を次世代に伝えられるメリットがあると考えます。

旧町村役場文書

近江八幡市域の近代行政村は1町9村あり、明治18年から昭和29年度まで、1町8村の旧町村役場文書が簿冊単位で657冊残っています。これらが残される要因のひとつとして、『滋賀県市町村沿革史』の存在があると考えられます。

『滋賀県市町村沿革史』は、昭和31年から11ヵ年の編纂で、全6巻刊行されており、市町村別で、行政・産業・教育などの変遷につ

いて記載されています。その編纂の目的が、市町村合併による旧市町村役場文書の散逸の防止と整理であると記されています（同書第1巻あとがき）。旧近江八幡市においては、1町6村の旧役場文書が町村別で整理して引き継がれ、「市史編纂に必要な公文書」として保管しています。ちなみに、旧安土町は、2か村の旧村役場文書が30年保存の公文書が保存年限を延長して引き継がれています。

公文書の選別・受入

最後に、市史編纂事業で行ってきた公文書の選別・受入について説明いたします。合併前の旧近江八幡市で平成8年度から始めている作業で、簿冊・フラットファイル単位で評価・選別して、「市史編纂に必要な公文書」として移管しています。令和3年度選別分までで、2805冊移管しています。

各課で作成された文書は原課で1年保管後、近江八幡市事務処理規程の第52条で規定により、保存年限が5年以上の文書は文書管理課である総務課管理の文書庫に移管されます。近江八幡市では、文書ファイルの作成・登録、文書庫の管理については業者委託されており、委託業者は文書庫に隣接する「文書整理室」に常駐しています。移管された文書の保存年限が終了すると、年度当初に文書整理室から各課へ「リテンションリスト（保存年限終了した文書ファイル一覧）」が届くと同時に、全課のリテンションリストが市史編纂担当に届きます。市史編纂担当は、その一覧から移管候補の文書ファイルをリストアップし、文書整理室に提出します。

各課のリテンション作業後、市史編纂担当がリストアップした文書のうち原課の保存延長から外れた文書が別置されます。市史編纂担当が原本確認で選別し、文書の保存先を文書整理室にて修正したのち、引き渡しされます。

この一連の作業については、文書管理が

業者委託されていること、文書庫の管理作業が中間書庫的に機能していることで、円滑に行うことができています。

この点についても、滋賀県が昭和63年にオープンさせた公文書センターの影響が大きいと考え、公文書管理の土壌として、全史料協近畿部会の会報 Network No.4 (1995 (平成6).2) に掲載されている第13回例会「滋賀県の公文書管理」から紹介します。

滋賀県では昭和56年度に「スカット作戦」と「スマート作戦」という文書管理に関する二つの取組を導入しています。スカット作戦は、事務所内文書の半減を目指し、不要な文書の廃棄と、活用頻度の低い文書の文書庫保管を進めるもの、スマート作戦は、「いつでも誰でもすぐに」必要な文書が取り出せるよう、事務所内文書の分類・整理を促すものです。

その6年後の昭和63年1月、公文書センターがオープンされ、平成6年度に導入された文書管理台帳をベースにした全庁的な文書管理システムと、それを活用し積極的な利用を前提とした文書庫システムが導入されています。文書庫への引き継ぎや文書の取り出し・返却を、電話で依頼することにより、専任者(業者)が各所属へ配送するサービスとのことです。このセンターの設置と、文書管理・各課とのレファレンスの業者委託が、現在近江八幡市等が導入している文書管理の業務委託の先行事例に位置づけられるものと考えています。

4. 近江八幡市の公文書館機能への移行について

現在近江八幡市では、新庁舎建設に伴う安土総合支所(旧安土町役場)の活用にて、公文書館機能を設置するよう準備を進めています。

今後は、現在の総合政策部管下のまま、文書管理担当課と協議し、条例の整備と公文書館機能のつなぎ方について調整していく予定です。本市の事例が全国の参考になるよう進めていければと考えております。

大会テーマ研究会

質 疑 ・ 総 合 討 論

【登壇者】

阿部 弘氏 (滋賀県立公文書館)
 岡田 昌子氏 (滋賀県立公文書館)
 大月 英雄氏 (滋賀県立公文書館)
 烏野 茂治氏
 (近江八幡市総合政策部文化振興課)

【司会・記録】

長谷川 伸 (大会・研修委員会副委員長)
 藤 隆宏 (大会・研修委員会委員、
 和歌山県立文書館)

司会 (藤)：まず、滋賀県立公文書館への個別の質問からお答えいただく。



藤 隆宏氏

齋藤郁子氏(沖縄県公文書館指定管理者(公財)沖縄県文化振興会)：文書管理システムと歴史公文書管理システムは連携していないということだが、目録記述はどのように進めているのか。

阿部：文書管理システムから目録データを出力することが可能で、引継ぎができるが、昔の文書など、目録データにない文書については手入力により対応する。手入力するケースは結構ある。

大月：目録の記述内容は、国際標準にある程度沿ってはいるが、全てはカバーできていない。具体的には、例えばファイルだと文書番号・請求番号・ファイル名・組織・年次で、個々の文書になると、編時番号と言われるもの・文書名・年月日・作成者・受取人・添付書類。システム登録されるとさらに公開・非公開の利用区分、画像の有無などを追記する。

金子久美子氏(熊本県)：利用請求者には行政職員も含まれるか。

岡田：大会資料61ページの利用請求件数に県職員の利用は入らない。公文書館が県庁内にあるので県庁職員の利用は多い。公文書館条例第23条に実施機関による利用の特例についての規定があり、特定歴史公文書等を移管した実施機関が所掌事務を遂行する必要から利用請求した場合には審査なしに利用できる。

星野宏幹氏(神奈川県)：土・日・休日の利用要望はあるか。

岡田：利用要望はあるが、(県庁内施設で閉庁しているので)対応していない。

木曾寿紀氏(松本市文書館)：移管や選別を行う上での課題等はないか。

大月：一番は長期的課題で、選別基準(文書管理規程別表第4)に基づくマニュアル・手引書を作っているが、個別の判断になると「重要なものは移管」と定められており、「では重要とは何だ」となる。事例をきちんと蓄積していかないと選別の向上に繋がらない。県政史料室時代から利用審査ではかなりの事例蓄積があり、詳細なもの(手引き・マニュアル)が作られているが、選別については行き当たりばったりのところがあつた。

もう1つは、廃棄・選別に当たって第三者機関から廃棄予定文書について疑義が出され

た場合、当該ファイルごとに廃棄理由を付けて説明する事務を全て公文書館が担っており、事務・作業量が膨大になっている。県庁文書庫の文書であれば当館職員が実見できるが、執務室や地方機関にある文書は原課に聞かないと分からない。大変なので、今年度から、少なくとも地方機関・執務機関にあり文書庫にない文書については原課に回答してもらい、当館はそのチェックをするという形とし、作業を各機関に投げようと思っている。

司会：原課に任せると、廃棄する方向に持って行こうとされるおそれがないか。

大月：その辺りは当館が責任を持って、その理由を合理的に説明できているか、審議会の方々に納得いただけるか、確認していく。

宮田克成氏（三豊市文書館）：文書管理システムの添付文書に登録する様式として奨励しているものはあるか。

阿部：奨励しているファイル形式は特にない。理由は、文書管理システムの調達部署とオフィスソフトウェアの調達部署が別であること、文書管理システムは更新に伴い今の業者以外のシステムを使うこととなる可能性があること及び外部とのデータのやりとりにおいて現在使用している形式で特に大きな支障がないと考えていることからである。情報部門からセキュリティに関連して使用禁止とされるファイル形式はあるが、私ども文書管理部門から、特にファイル形式について指定とか推奨ということはしていない。

宮田克成氏（三豊市文書館）：現用文書の文書管理システムにPDF・Word等様々な形式の添付文書が登録されているようだが、移管となった文書のデータを歴史公文書管理システムに移行する時に型式の統一等を行うか。それともオリジナルを尊重しているか。

大月：文書管理システムでは、オリジナルにプラスしてPDF/Aが自動で作成されることになっており、公文書館にも両方移管できる。ただし、まだ実際の受入実績はなく、体制は整っているが、運用についてはまだ十分に協議できていない。今年度から来年度にかけて詰めていかないといけない状況である。

柴田知彰氏（秋田県公文書館）：戸籍の公開・非公開について教えていただきたい。

木曾寿紀氏（松本市文書館）：兵事資料の公開の仕方はどのようにされているか。

大月：県政史料室時代は、戸籍謄本は無条件で非公開としていたが、公文書館開館後は、国立公文書館等に倣い、情報の中身ごとに判断して、要制限情報はその部分を非公開とするが、戸籍であることをもって直ちに非公開にはしないという運用に切り替えた。

兵事資料も、軍に関わったことをもって直ちにそれが利用制限とはしていない。基本的には公開で利用に供している。



阿部 弘氏・岡田 昌子氏



大月 英雄氏・烏野 茂治氏

辻川敦氏（あまがさきアーカイブズ）：館の利用にあたりユニバーサルデザインの視点からの取り組みや工夫はあるか。尼崎市立歴史博物館では視覚障害者の方々の団体利用を受け入れ、講座受講に加えて古文書に触れてもらう体験を実施し、本人や介助者・企画をサポートする市の職員にも好評だった。

大月：恥ずかしながら、ほとんど何もできていない。当館の所蔵資料の大半が公文書である。ボランティアの方に熱心に参加いただけるのは、地域資料に関する部分が大いように思う。障害者に限らず、様々な市民との関わりについて今後模索していかないとけない。幸い、当館が刊行した『歴史公文書が語る湖国の旅』を点字図書と録音図書にいただき、配架し、来館いただければ利用いただける、という1つの前進があった。

五島敏芳氏（京都大学総合博物館）：授業指導案は歴史学習・総合学習だけか。他の科目で作成の可能性はあるか。

大月：今年度は、さらに地理の分野の指導案も作っていただく予定になっている。また、小学校の先生も今回新たに検討に加わっており、小学校から高校まで、となる。

上野平真希氏（日本大学企画広報部広報課）：一次選別は原課が行うとのことだが、公文書館は原課を対象とした研修等を行なっているか。または今後行う予定はあるか。

岡田：一次選別は原課が行うので、実施機関の選別の意識が大変重要ということで、今年度、全庁職員を対象とした文書管理研修の中に選別に関する部門・コーナーを設けた。担当職員は代わっていくので、今後も研修を続けていきたい。また二次選別段階等で各実施機関と個別に話をする機会もあるので、その時にも説明・依頼等を行っている。

谷中章浩氏（札幌市総務局行政部公文書館）：資料集63ページに、選別について審議会は実施機関と公文書館のどちらの判断も聴取した上で決めるのが特色という部分があった

が、詳しく伺いたい。まず選別権について、①原課による選別、②公文書館による選別を見ると、両者に選別権があるように見えるが、滋賀県公文書等の管理に関する条例第5条第5項によると、選別権があるのはあくまで原課であり、公文書館は第8条の規定（審議会の意見）に基づき選別を行っているという理解で良いか。また②で、原課の選別により廃棄とされたものを公文書館が評価選別しているとのことだが、原課が移管としたものについては評価選別は行わないのか。

岡田：滋賀県ではまず原課が一次選別を行い、公文書館では一次選別で廃棄とされたファイルについて二次選別を行う。条例第8条の規定に基づき公文書館が選別を行うという理解で良い。公文書館は、原課が移管としたものに評価選別は行わない。選別対象ファイルの事業内容を最も良く把握しているのは原課であり、原課が残しておくべきだという意向は基本的に尊重して移管している。できればその文書内容も公文書館で確認すれば良いのかも知れないが、マンパワーが少ない。

前之園悦子氏（沖縄県公文書館指定管理者（公財）沖縄県文化振興会）：現用の文書管理システムと歴史公文書管理システムは連携していないとのことだが、公文書館で現用の文書管理システムを使って現用文書全体の状況を把握することは可能か。全体が把握できた上で二次選別ができていいのか。

岡田：当館と、現用公文書担当の県民情報室とは連携というか、同じフロアで仕事をして、館長・副館長は兼務をしている。その利点として、文書管理システムを使って、保存期間満了文書の一覧などで、全体を把握することができる。全体を把握した上で二次選別になっている。

安藤福平氏（広島県）：公文書の選別について、文書の保存年限を決める段階で選別することは考えていないか。

大月：公文書管理条例施行後はそのように

定められており、運用されているが、まだ廃棄対象（保存期間満了）になっていない。岡田報告で申し上げたものは、レコードスケジュール未設定のものについてである。

近藤萌美氏（岡山県立記録資料館）：県政史料室での蓄積が公文書館開館後の審査やレファレンス、展示等に活かされているとのことだが、職員の流動性の高い環境でその継承にどのような工夫をされていたのか。

大月：やはり記録をきちんと残していくということだと思う。私の着任時、先輩がいなかったが、詳細な引継文書が作成されていた。利用審査の記録も、先輩方が少しずつ貯めていたものがあり、そういう遺産を活用しながら繋げてきている。

樋口一美氏（相模原市立公文書館）：大月氏に質問だが、専門知識や経験を持つ方が勤務先となる公文書館等を選ぶ条件はどのようなものとお考えか。

大月：やはり待遇面が一番で、本来は常勤職員を雇うべきと思う。あとはキャリアアップにつながるか否かということが大きい。私が滋賀県立公文書館に長く勤めているのは、良くも悪くも非常に仕事の裁量が大きく、大体自由にさせていただいており、非常勤でも調査研究の実績や実務経験を積めるということがあり、これは非常に魅力になると思う。

司会（長谷川）：司会を交代し、烏野報告についての質問に移る。



長谷川 伸氏

本田雄二氏（新潟県）：滋賀県内の民間資料の保存について自治体はどのように対応しているか。

烏野：近江八幡市では、市域の民間資料に関して基本的には編さん事業として調査し、受け入れる分は受け入れている。ただし、滋賀県内の場合、自治会等で管理されている共有文書が多く、他県より自治体の受入れは少ないと思う。また、民間資料の受け皿として滋賀大学経済学部附属史料館があり、かなりの受入れをしている。アーカイブズ（公文書館）による受入れはないが、報告したように博物館施設が充実しており、近江八幡市以外では博物館施設が対応していると思う。

司会：滋賀県はこれから県史編纂を行っていくそうだが、民間資料の調査や保存について、どのようにお考えか。

大月：滋賀県立公文書館は、県政史料室時代から基本的には公文書のみを取り扱う組織アーカイブズとしてやってきたが、このたび新たな県史を十数年かけて編纂するということで、特に近現代が対象となるかと思うが、民間資料の収集・保存・公開を積極的に行っていきたいと考えている。

佐藤明俊氏（奈良県立図書情報館）：県史編纂事務局は、公文書館職員が兼務しているのか。

岡田：今年度は県史編纂のための準備懇話会を設置した。事務局はまだ設置していない。大月専門職員が県史担当として調査などを行っている。

澤井廣次氏（奈良県）：滋賀大史料館の存在の大きさを指摘されたが、同館と市町との交流・連携、棲み分け等はされているか。

烏野：滋賀大史料館は、県内各地の自治体史編纂が始まる前からたくさん寄贈受入れをしており、市町が編纂事業を始める時には、まず同館に入っている資料を調査するようになっている。大学の史料館でありながら各市町との関係は非常に密な施設だと思う。また、私どもが受け入れきれない資料の受入れにつ

いて相談できる存在でもある。

司会：市町を含めて県内のアーカイブズ施設及び資料保存機関同士の連携の現状について教えていただきたい。

烏野：図書館・博物館には各館種の連絡協議会がある。学芸員同士は非常に連携が強くと、そこへ文化財や編纂事業関係者も加わり情報交換させてもらっている。自治体史編纂事業はほぼ終了しているので独自のネットワークはない。平成20年代から、滋賀県、現在は県立公文書館が主催して歴史的公文書に関わる施設の連絡会議が年に1回開催されている（現在はコロナ禍により中止）が、文書管理関係の連携は決して強くないというのが実情と思う。地域資料保存に関するネットワークは、横断的なものはないが、滋賀県はコンパクトな地域なので、各組織の専門職員同士の人間関係で結構情報交換ができています。しかし、情報の入るところにはしっかり入るけれども、入らないところは全然入らないというようなことがある。

宮田克成氏（三豊市文書館）：滋賀県内で学史編纂が盛んな理由、町村役場文書が昭和の合併によって散逸されることが危惧されて『滋賀県市町村沿革史』が編纂されたような理由は何だとお考えか。両者は通じるものであり、そこに滋賀の凄さがあると思う。

烏野：私見だが、私が大阪からこちらに来て、まず一番感じたのは共有文書が多いということである。資料が自分たちの権利を守るものだという認識が地域の人たちに共有されているのではないかと。文書が世襲した庄屋の家ではなく地域共有物として残っているということから、そういう意識が強いのではないかと。町村役場文書の散逸問題については、資料は貴重であるという意識が地域に根付いていたからこそ、県が市町村を引っ張っていくという時代の中では、県が市町村文書の散逸に関して危惧して対処した、ということではないかと思う。

定兼学氏（岡山県）：文書管理を業者委託・外注しているのは滋賀県の特徴なのか。どのような業者か。

烏野：滋賀県の特徴かどうかは定かでないが、私が他府県から来てカルチャーショックを受けたのは事実で、それが滋賀県の皆さんにとってはスタンダードだったというところから「特徴」と表現した。最近、収蔵庫・書庫の狭隘化により貸倉庫に委託しているところが増え、委託すること自体は珍しくないと思うが、文書の一括管理を委託しているというのは特徴的ではないか。私が大阪に居た時は、書庫の各課の棚にある文書は各課が管理しており、編纂事業では、各課個別に「こんな文書ありませんか。」と聞かなければならなかった。なので、近江八幡に来た時に、文書情報が自動的に入ってきて、原課との交渉なしに受け入れられる、このシステムは凄いなと思った。近江八幡市に入っている業者は、文書管理システム・ソリューションとか蔵書管理システム等を請け負う業者である。

阿部：滋賀県の文書庫は県庁舎の中にあるが、文書庫からの文書の取出しや引継ぎ等の窓口業務については、人材派遣会社に外注している。

烏野：滋賀県庁の前例があったからこそ県内市町にも広まり、導入できたのではないかと思う。やはり地域の特徴、文化と言えるのではないかと。

司会：辻川敦氏（あまがさきアーカイブズ）から、全史料協全体に関わる質問だが、「滋賀県内にはアーカイブズ分野の多様な取組みがあるが、報告の中では必ずしも全史料協とは繋がりが弱いというお話であったと思う。全史料協の関わりについてどのようにしていくべきだとお考えか」。烏野氏と大月氏にお答えいただきたい。

烏野：元々繋がりがなかったわけではなく、かつて近江八幡市も機関会員であったし、その他5つか6つぐらいの自治体が機関会員だった過去がある。しかし、自治体史編纂事業

の終了や、負担金の整理がされたこと等があり、継続できず一旦途切れた。特に編纂事業が文化財保護部署に移管されると、アーカイブズ団体の負担金を確保するのは難しい。博物館、図書館等も、それぞれの館種とは別のもう1つの団体に入るのは難しいと思う。ただ、もし近江八幡市に公文書館が出来れば、新たに入会するという話をするきっかけになり、先例になれたらと思う。

一方で、全史料協の情報は入って来にくい。また、負担金や旅費が掛かるという部分で、(大会の地元開催等を機に)直前に入会する等の対応ができないということもある。滋賀県内の方の今大会参加が少ないのも、情報が入ってこないとか、負担金の負担が難しいというのが実情だと思う。文化財担当であれば、国・県から結構情報が入ってくる。全史料協も公文書館機能セミナー等、良い企画をしているので、それらの情報が各市町に入って来やすいようになれば良いと思う。

大月: 個人的には、全史料協の大変良い取組みを参考にしながらやってきたという思いがある。当館は、県政史料室時代から毎年講演会の1つを全史料協近畿部会と共催している。その縁で近畿部会の運営委員を鳥野氏から引き継いだ。当館の人の入れ替わりが激しかった時期、職場に参考にする情報や先輩もいないという状況で、全史料協でできた縁で学びながらやってきた。そういう縁を広げていくというのは非常に大事じゃないかということで、今回も滋賀大会開催に携わった。

司会: 最後に、報告者から一言ずつ今大会の感想・意見をいただきたい。

阿部: 令和2年4月1日に現在の公文書館という組織を整えたが、全てがしっかりしたものが出ていけるとも言えない現状もある。今後、木を育てていくつもりで、しっかりとした公文書館になるように頑張っていきたい。

岡田: 全史料協大会の打合せに6月頃から携わり、まず全史料協の皆様の、文書管理や全

史料協大会への並々ならぬ熱意を感じ、とても感銘を受けている。私は昨年度から公文書館に勤めているが、事務職であり、異動するまでは公文書館について名称ぐらいしか知らなかったが、1年半勉強して、歴史的な文書の保存や、必要な情報を県民の皆様に提供するという、とても重要な機関であると感じている。これからも公文書管理、普及事業等に関して勉強を重ね、当館の知名度を上げて、必要な情報を県民の皆様に、必要な時に提供できるよう努力を重ねていきたい。

大月: 2日間、ようやく終わりが見えてきて正直ホッとしている。全国的に見ても人員が特に少ない館なので、本当にやれるのかというのが最後まで心配だった。色々課題をいただき、その一つ一つを返しながら、事務局や委員の協力を得てようやく発表に漕ぎ着けた。当館の取組みを評価いただいたが、私としては、全史料協加盟の先輩方を追いかけてながら、一つ一つやれることがないかなというところでやって来たという思いがある。今後も毎年の大会や例会等に学びながら、専門職として出来ることをやっていきたい。

鳥野: 久々の全国大会に参加させていただき、それが地元滋賀県で開催されたことに感謝申し上げる。お会いすることはできなかったが、全国の方々、旧知の方々とは交流できたことを嬉しく思っている。全史料協が文書管理や、歴史を残そうということの模範となっていける組織に、もう既になっているとは思いますが、そういう情報がどんどん入るようになれば良いと思う。私が報告したような(アーカイブズでない)組織であっても、認証アーキビストになり得る人はたくさん居るのではないか。しかし認証アーキビスト制度自体が認知されていない、情報が入らないという問題があるかと思う。全史料協や、国立公文書館等からの情報発信が、私どもに常に届くような環境ができれば良いと思う。

司会: 司会からも一言。

司会 (藤) : 烏野氏から大変重い宿題というか、我々の使命について改めて指摘いただいた。改めて、市町村に対して、全史料協の存在、或いは全史料協が訴えるべきことを、もっと伝わるようにしていかなければならないと思う。

司会 (長谷川) : 今大会は、情報公開・公文書管理の先進県として注目されてきた滋賀県が待望の公文書管理条例を制定・施行し、県立公文書館を開館したということで開催をお願いし、本格的な公文書館論を展開したいと計画した大会であった。国全体としても公文書管理法施行から10年経過し、各地で公文書管理条例が制定されるという流れができていますが、全史料協では、これまでは歴史公文書に限定された議論に収斂されやすく、現用も含めた議論を行うことが課題だったが、今回は現用からアーカイブズの保存活用に至るまでの公文書管理の一連の流れを通して報告を組み立てられた画期的な大会になった。公文書管理条例に基づいて業務を進めている公文書館の特徴を様々な角度から明らかにしていただけたというのは大きな意味があった。

また、認証アーキビスト問題を特別研修会で取り上げた。滋賀県立公文書館が、大月氏のような歴史公文書専門職員の方々に

よって支えられ、その方々が認証アーキビストに認定されたことによって待遇が改善されたことは、組織に専門職員の重要性が理解されているという点で、一筋の光を見出したのではないかな。

滋賀県内市町におけるアーカイブズをめぐる動向について烏野氏に報告をお願いした。近江八幡市の市史編纂から公文書館設置構想に向けての取組みをお話いただき、その「根本」、共有文書、区有文書等の現地保存の形や、字史編纂、昭和の合併時における旧村役場文書の保存、近年の自治体史編纂、公文書管理条例制定若しくは条例がなくても評価選別を行っている市町の存在という、連綿と続くアーカイブズを生み出す土壌というポテンシャルの高さを感じた大会だった。

滋賀県ではこれから県史編纂を行うそうだが、ここで私たちも、編纂についてもう1回考え直す必要があるのではないかな。資料をまとめて形にするということの原点は「編纂」で、アーカイブズの基本作業の一つと考える。この重要性を改めて提起したい。これをきっかけにして、滋賀県内の市町ネットワークの拡充と、さらなる活動の活発化に大いに期待したい。

ポスターセッション

アーカイブする市民とともに考える

—NPOによるオンライン連続講座に協力して—
立教大学共生社会研究センター

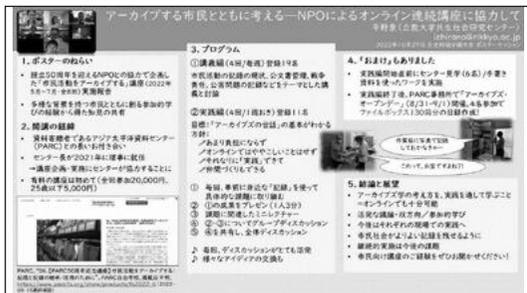
平野 泉

1. はじめに

2022年5月中旬から7月末にかけて、報告者の勤務先である立教大学共生社会研究センター¹(以下、「センター」という。)は、特定非営利活動法人「アジア太平洋資料センター」(以下、「PARC」という。)が設立50周年記念事業の一環として実施した市民向け連続講

座「市民活動をアーカイブする：記憶と記録の継承・活用のために」（以下、「講座」という。）に協力した。このポスターでは、講義編と実践編からなる講座という場で、多様な背景を持つ市民とともにアーカイブズにまつわる具体的な実践について考えた経験から得た知見について報告した。また、同様の経験を持つたくさんの方のアーキビストから助言や意見をいただくことも目的の一つであった。

本稿では、以下2～5でポスターの内容をご紹介します。最後にポスターセッションに参加してくださった方とのやりとりについてご報告することとしたい。



2. 開講の経緯

センターは戦後市民運動専門の収集アーカイブズ機関であり、PARCからは長年継続的に海外市民運動団体の機関誌を受贈している。そうしたつながりもあって2021年5月、高木恒一センター長（立教大学社会学部教授）がPARCの理事に就任し、PARCの市民向け講座「自由学校」で2022年度に開催する上記講座の企画を託された。そこで全体のコーディネートと講義編をセンター長、実践編を報告者が分担して内容を検討し、PARC理事会での承認を経て無事に開講の運びとなった。

3. プログラム

講義編は毎週1回の開講とし、市民活動の記録がおかれた現状についての議論から始め、公文書管理や戦争責任と歴史資料、公害問題の記録に関する専門家の講義と受講者の討論とで構成した。実践編は当初対面開講を検討

していたが、感染症の状況・受講者の居住地などの条件を勘案してオンライン開催とした。

アーカイブズにまつわる「実践」をオンラインで学習するプログラムの組み立てには苦労したが、とにかくアーカイブズを「世話」するにあたっての基本がわかることに軸足を置くことにした。また、あまり受講者の負担にならず、オンラインでは面倒なことはせず、仲間づくりもできるような講座にしようと考えた。

まず、開講を1週おきとし、受講者には毎回事前に身近な「記録」を使って具体的な課題に取り組んでもらうこととした。テーマは①アーカイブズ概論 ②記述 ③評価・選別 ④公開と活用に絞った。また受講者同士の相互交流を重視し、毎回①受講者による事前課題の成果プレゼン（3分）②課題に関連したミニレクチャー ③グループ・ディスカッション ④③の内容を共有して全体ディスカッション、という形で組み立てた。

実践編の受講者はNPOのスタッフ、地域の市民活動に関わっている人、映像ドキュメンタリー作家、学芸員や学生など11名。講義編で顔見知りになっていたこともあり、毎回の3分プレゼンはおもしろく、ディスカッションも活発で、様々なアイデアや意見が飛び交った。受講者のアンケートでも「理論的・歴史的な背景を踏まえつつ専門的に学ぶことができた」ことに加え、他の受講者の「多様なアーカイブの方法や考え方がとても参考になった」という声が上がっていた。

4. 「おまけ」もありました

Zoomで議論するだけではアーカイブズに関するイメージがつかめない可能性もあることから、講義編と実践編の間の6月11日午後、センター見学を実施した。施設の見学に加え、所蔵する石牟礼道子氏の自筆書簡（宇井純公害問題資料コレクション）を用いたグループワークも実施し、たいへん好評であった。

また実践編終了後の8月31日～9月1日には、PARC事務所で「アーカイブズ・オープンデー」を開催。4名が参加し、PARCの活動記録を収めたファイルボックス130個分のボックスリストを作成した。この実践を通してある受講者は「これなら自分の現場でもできるという自信がついた」と語ってくれた。PARCにも喜ばれ、一石二鳥の企画となった。

5. 結論と展望

この講座で受講者は、アーカイブズと作成者との結びつき、評価基準の正当性、記録にまつわる人々の権利、アーカイブズの公共的価値とそれを支える資源といった論点について真剣かつ活発に意見を交わした。実践編については全8時間・オンライン開催という制約はあったが、「まず自分で考えてやってみる」→「成果を共有し、他の人のやり方も見る」→「レクチャーを聞いて考え、討論する」→「また自分でやってみる」→…というサイクルが比較的うまく回ったのではないだろうか。受講者の力量が生み出した双方向的かつ立体的な学びの場で、報告者自身も多くを学び、楽しむことができた。思うに、アーカイブズに関する基本的な考え方や、活動の記録を管理するスキルを身につけた市民が増えれば、市民社会に蓄積するアーカイブズの質は向上するはずである。今後は類縁機関とも協力しつつ、同様の講座を何らかの形でまた開講できればと考えている。

6. ポスターセッション参加者とのやりとり

ブレイクアウトルームでのポスター発表は初めてだったので、まず2～5の内容を口頭で報告し、それについてチャットや音声でコメントやご質問をいただき、だいたい一巡したあたりでまた口頭報告をして…という形で進めた。参加者の方からは、この活動が「センターの活動全体にどう位置づけられるのか」「市民活動当事者の間で、記録に関する

情報を集約する動きはあるのか」「市民が自分で記録を整理しようと思っても、相談できる窓口に関する情報がない」など、様々な質問や意見をいただいた。中でも「市民が自らの記録を整理できるようになったとして、その先の長期保存についての見通しは？」という質問は、じつは講座の中でも議論されたことであり、またこの種の記録に関わっている誰もが共有し、解決を見いだせずにいる課題でもある。もし次年度以降も同様の講座を開講できることになったら、受講してくださる市民のみなさんと、この課題についてさらに議論してみたいと思う。

¹ アジア太平洋資料センターウェブサイト、“06.【PARC50周年記念講座】市民活動をアーカイブする：記憶と記録の継承・活用のために”、PARC自由学校、掲載日不明、<https://www.parcfs.org/store/products/fs2022-6> (URLは2022年12月6日最終確認)。

教養教育科目 「アーカイブズ入門」という試み

岡山大学文学部
松岡弘之

はじめに一講義の概要

報告者は、2021年度より「アーカイブズ入門」という教養教育科目を開講している。今年度履修者116名の内訳は表の通りで、1～2年生が中心で開講時間帯の関係か特に生命科学系が多かった。高校までの調べ物学習でオンラインコンテンツを用いた者がごく少数あるものの、「アーカイブズ」という語になじみのない者が大多数である。アーカイブズの理解者・利用者のすそ野を広げるために、私自身が学んできた諸成果や実践例の紹介を

中心として内容を準備した。

講義は1単位（1時限50分間×連続2時限×7週+レポート試験）であり、毎回コメントシートを課し匿名化した上で翌週共有して適宜補足した。Covid-19による学内活動指針の影響により、2回目まではTEAMSのオンライン会議形式で行い、対面授業が認められた3回目以降はハイブリッド形式に移行した。ただし、学期期間中の変更であり8割程度は引き続きオンラインで受講した。

講義の具体的な内容

7回の講義の内容は以下の通りで、導入（2回）、行政文書（2回）、地域資料（1回）、特論（2回）という構成を取った。

第1回「ガイダンス—いま、なぜアーカイブズ？」—授業計画の説明とアーカイブズの語義説明、履修動機に関するアンケート。ほとんどの学生に文書館利用経験がないことを確認する。

第2回「近代日本のアーカイブズ」—前近代における国家・地域の文書管理と、近代日本の行政文書管理の諸課題について。課題として、アジア歴史資料センターの資料探査を課す。テーマは任意とし、意外な発見に驚きもあったが、くずし字に苦戦した学生は多い。

第3回「国の公文書管理」—公文書館法・情報公開法・個人情報保護法・公文書管理法の制定過程とその内容について。課題として、岡山大学法人文書ファイル管理簿¹から任意の部局を閲覧し、保存期間満了後の取扱を調べさせた。卒業論文も含め多くの文書が廃棄されることに対する驚きの感想があがった。

第4回「地方自治体の公文書管理」—沖縄県公文書館「沖縄県公文書館の役割と利用案内」²を視聴し、文書館の業務を理解させたいので、公文書管理条例意義とその必要性を説明した。課題として、指定された2つの地方自治体について公式サイトでの例規システムから文書関連の規則を探し、規則の目的や文書

館への移管が記述されているかを調べさせた。例規をみることで、ほとんどの学生にとって初めてのことで、さまざまな規則の存在や自治体間での違いに驚く学生が多い。

第5回「地域資料とアーカイブズ」—少子高齢化のなかで地域資料の廃棄が進みつつあることを述べた上で、「草の根のアーカイブズ」や自治体史から文書館へといった動向、岡山藩の池田家文庫の保存運動、公害資料館連携フォーラム in 倉敷でのまちづくりとアーカイブズの役割に関する船木成記氏・若狭健作氏の対談³など、公立・私立文書館での地域資料の保存と活用をめぐる取り組みを紹介した。

第6回「ICTとアーカイブズ」—デジタルアーカイブの歴史とオープンデータ、行政文書の電子化、「みんなで翻刻」などICTを活かした協働事例とパブリック・ヒストリーの動向、AIの活用が進むゆえに人間の判断がより重要となることを述べた。学生の関心は高い。課題として、災害をテーマとしたデジタルアーカイブの探査を課し、収録対象が写真・動画を中心とする現状やその理由を補足した。

第7回「大規模災害とアーカイブズ」—阪神・淡路大震災以後に取り組みされた資料救出・保全活動とその広がり、2018年西日本豪雨における公文書レスキューや岡山史料ネットなど多くの団体が連携しながら地域資料の継承に向けて活動し、その活動は今も続いていることを紹介した。授業全体に対するコメントを課した。「今ある様々なアーカイブズは、当たり前に残っているものではなく、誰かが残そうと努力をしてくださったから残っているものであるということを実感しました」などの感想があった。

2022年度履修者の学部・学年				
学部	1年	2年	4年	計
医	31	3		34
歯	18			18
法	17			17
文	14			14
経済	11	2		13
教育	8		1	9
工		7		7
薬	3			3
その他		1		1
計	102	13	1	116

表1

まとめ—意識したこと

専門課程ではなく教養教育科目の講義を構成するにあたって意識したことは次の4点である。第1に、記録を使うこと・残すことであなたが「歴史」をつくる当事者となるという働きかけである。前者は、今を生きる者が過去から新しい価値を発見・評価することであり、後者は未来の誰かが過去を解釈するためには今の記録が残されねばならないという意識づけであって、記録はその媒介となるということは繰り返し述べた。第2に、記録の公開と非公開の権衡は各現場で課題がある一方で、工夫しながらサービスが提供されている現状を理解させることである。これを通じて専門職の役割とその必要性、体制整備はあなたを含む市民社会の課題であるという意識づけを行った。第3に、課題を通じて文書館機能の利用イメージを持たせることである。資料目録の存在やその見方、例規や諸計画と言った行政情報の探査は社会とつながる有効なスキルだが、面白い・やってみいたいというワークやその作業手順説明などには改善の余地がある。最後に、岡山の事例を多く盛り込むことである。岡山大学、岡山県立記録資料館や倉敷市歴史資料整備室の情報は多く参照したが、私自身の経験も浅い。県外の出身者も少なくないため、より多くの身近な事例を紹介したいと考えている。

当日のポスター発表について

ポスター発表では各発表者にZoomのブレイクアウトルームが割り当てられた。ポスターを画面共有し質疑応答する手法が穏当ではあるが、対面形式ではなく、話しかけづらさを幾分でも和らげることを目的にMiroというオンラインホワイトボードを利用した⁴。URLを示して来場者を誘導し、意見として付箋を貼り付けてもらいながら対話を試みた。設定や進行の不備などによりご迷惑をお

かけしたものの、企業アーカイブズを取りあげることなど具体的な提案もいただくことができた。オンライン形式での苦労があるなかご準備・参加くださったみなさまに感謝申し上げます。

¹ 岡山大学 https://www.okayama-u.ac.jp/tp/profile/information_disclosure.html

² 沖縄県公文書館 <https://www.youtube.com/embed/fMfnXhNT6Ws>

³ 公害資料館ネットワーク <https://www.youtube.com/watch?v=IuIyQhgkymA>

⁴ jsai2022ポスターセッション(松岡) https://miro.com/app/board/uXjvPTYX15o=/?share_link_id=971797302095

URLの最終確認は全て2022年12月15日

アーカイブ資料のオンライン展示 継続の課題

—京都大学研究資源アーカイブ

「展示コンテンツ」の事例から—

京都大学総合博物館

五島敏芳
戸田健太郎

京都大学研究資源アーカイブ(KURRA)は、京都大学の教育・研究に関するアーカイブ資料を保存・活用する全学事業である。京都大学デジタルアーカイブシステム(現在のPeek)から資料の情報のオンライン公開を2011年3月に開始し、それら資料を活用したオンライン展示「展示コンテンツ」も同時に公開した。

この「展示コンテンツ」は、公開基盤や使用技術の変化に合わせた更新・改修を経て維持してきたところ、かかるオンライン展示を〈そのまま維持すること〉の困難が判明し、2022年12月に終了することとなった。

そこでオンライン展示継続の課題に対し、国内外の事例・文献調査をおこない、あわせ

てKURRAの事例を整理し振り返って、今回のポスター発表に至った。

オンライン展示の位置

アーカイブ資料のオンライン公開(A)は、まず資料群(コレクション)のオンライン検索手段(資料目録)が提供され(A1)、加えてコレクションの全てか一定のまとまりの資料内容がデジタル化され提供される(A2)。個々の資料(アイテム)を抜き出して物語性のある秩序(コレクションの秩序と異なるそれ)で配置・表現したオンライン公開サイト(B)とは区別される必要がある。とくに、(A2)を「デジタルコレクション」、(B)を「オンライン展示」と呼ぶ(Kalfatovic 2002)。

日本のデジタルアーカイブ

日本で「デジタルアーカイブ」と称される存在は、およそ(A)(B)の区別がなく、(A)(B)が揃っていることもないように見える。オンライン公開される情報の量・質の多様さの中での(A2)の表現への言及(古賀2017)や、デジタルアーカイブの消長や持続性の課題(後藤2019)は議論されたが、(A)(B)の関係を整理した上での検討は十分といえない。

オンライン展示の消長(管見)

先行研究の(B)の事例17件(Kalfatovic 2002, 第1章)は、公開後20年以上を経て現存わずか4件のみ、いずれもURLは公開当時と変化し、当時と同じ内容は1件に限られた。国内事例として、アジア歴史資料センターのインターネット特別展、国立国会図書館の電子展示会から現存1例ずつを見れば、前者は内容ほぼ維持、後者はリニューアル、URLは変化していない。当時と現在とは、(1)ウェブサイト・組織、(2)サーバ環境、(3)技術・表現、それぞれの変化

により隔てられ、(1)の維持、(2)(3)の変化に対応して〈作り直される〉こと、が存続の条件といえる。

事例：京都大学研究資源アーカイブ「展示コンテンツ」

KURRAの「展示コンテンツ」(B)は、Peekから公開されている(A1)の記述・(A2)のデジタルデータを用いた展示的表現として制作され、Peek活用の模範例を示す意図があった(五島ほか2016)。その4件のタイトルをあげる。

(イ) 石舞台古墳 発掘の記録

(ロ) 動きつづける大陸

(ハ) 近衛ロンド

(ニ) 1956-1976 宮本正太郎の火星スケッチ

※(ニ)のみ2013年4月に遅れて公開。

いずれも、広報・普及効果を期待されるオンラインの〈常設展示〉と位置づけていた。

展示的表現やストーリーミング映像配信のため、Adobe Flash Player等追加機能を必要としていたが、そうした追加機能の情報セキュリティ上の危険が指摘され、諸機能の陳腐化や安全な代替技術の登場により、(2)(3)の変化に直面した。(3)の映像配信方式変更やFlash廃止へは対応してきたが、(2)のサーバ移行に際し技術的動向の不安定と相俟って維持の努力・経費の限界が明らかになった。

もともと(3)の影響は斉一ではない。映像配信方式変更はすべてに影響したが、Flash廃止は(ロ)(ハ)のみ、ウェブサイト記事に似た単純な表現の多い(イ)は(2)の影響もない。それでも今や新味のない展示的表現では、広報・普及効果を期待できないとおもわれた。

一方(A)のPeekも2018年リニューアルのAPI整備により、新たな(B)での活用可能性がひろがった。現在の姿での継続ではなく〈作り直される〉選択肢を見通せた。

オンライン展示維持への展望

前掲の先行研究の現存事例では、刊行物を情報源とした1例を除き(A)の情報と対応する。現存しない事例に対応する(A)は確認しづらいが、(A1)の存在をうかがえる例はあり、(A)があれば(B)をそのまま維持しないかもしれない。その関係性も、アーカイブ資料管理上(A1)は必須、(A2)は可能な限り継続、(B)の継続期間は目的による、と維持の優先度に(A1) > (A2) > (B)の順があるのではないかと。 (A1)(A2)は基礎データを標準形式で持ち、短命となりがちな(A)(B)の情報システム環境や表現は技術的動向に留意しつつ維持の優先度に従い更新していくのが妥当であろう。

およそ(B)について、(a)有期限性への認識、(b)暗黙的無意識的維持の回避、(c)条件を満たす終了方法・データ保存方法、(d)存在の記録、の必要を指摘できるが、要は作成時そのままの〈継続〉の否定である。とはいえ継続の方途は皆無ではない。技術的に解決される可能性もある。例えば前掲(ロ)はFlash → EPUBと変化して表現を維持し、かつ標準形式のデータを得た。利用環境を限ったアプリとして維持することで情報システム環境の変化から距離をとる事例もあるようだ。(A1)(A2)の基礎データから(B)を作成し、〈技術的動向に留意〉しつつ継続を模索するほかない。

参考文献

- Kalfatovic, Martin R. Creating a Winning Online Exhibition: A Guide for Libraries, Archives, and Museums. Chicago, American Library Association, 2002, xvii,117p., ISBN 0-8389-0817-9.
- 古賀崇. 「デジタル・アーカイブ」の多様化をめぐる動向. アート・ドキュメンテーション研究. 2017, 24巻, p.70-84. doi:10.24537/jads.24.0_70

後藤真. “デジタルアーカイブの現在とデータ持続性”. 歴史情報学の教科書. 後藤真, 橋本雄太[編]; 国立歴史民俗博物館[監修]. 東京, 文学通信, 2019, p.155-168, ISBN 9784909658128.

五島敏芳ほか. “京都大学研究資源アーカイブの概要: コンピュータや情報システムの利用など情報環境を中心に”. 大学ICT推進協議会2016年度年次大会. 京都, 2016-12-14/16, (TP-A, TP25).

<https://reg.axies.jp/pdf2016/TP25.pdf>

※ URL の最終確認はすべて2022年10月26日



かつての Flash を使用した(ロ)の画面

※本ポスター発表は京都大学研究資源アーカイブ事業の見解ではなく著者の見解です。

施設紹介

滋賀県立公文書館

滋賀県立公文書館
岡本和己

滋賀県立公文書館は、「歴史的文書」の閲覧場所として平成20年6月に開室した県政史料室をそのまま利用して、令和2年4月に開館しました。

JR 琵琶湖線の大津駅北口を出て、東へおよそ5分、滋賀県庁の新館、公文書センター部分の3階にあります。公文書センターは県庁新館と合体する形で昭和62年に建設されました。7階建てで、2階に県民情報室、3階に公文書館と県民情報室事務室、1階と4階から7階までが文書庫となっています。

館内の様子



館内の様子

閲覧室は24席分のスペースがあります。事務室に向かって左側には、紙による文書件名目録や県史・郡史や県下の市町の市史・町史などの参考書籍を配架しています。閲覧室内には3台（6ケース分相当）の展示スペースを設けています。来館者に気軽に歴史公文書を見ていただき、理解を深めてもらえるよう、年4回の企画展示を実施しており、自由に観覧していただけます。

次に、文書庫をご案内します。公文書センターの文書庫は、4階～7階と1階にあ

ります。中間書庫として作られたものですが、公文書館として永久保存する機能が必要ですので、当面は7階の一部を公文書館の占有とし、移管文書が増えるに従って、拡大することを考えています。すべて、電動の文書棚となっています。歴史公文書は、原則、中性紙箱に入れた上で棚に配架しており、棚はA4判サイズの箱が並べられるように設計されています。



公文書センター7階（公文書館文書庫部分）

文書庫には、原則、他部署の職員の立ち入りは禁止されています。文書庫の管理は、庁舎管理の一環として原則総務課が行います。従って、空調の運転期間や温度設定は総務課で行っています。温湿度監視盤も設置されていますが、これでは十分とはいえないので、公文書館としても、個別の除湿器を設置し、温湿度計を置いて、状況を監視しています。

最後に、公文書センター内の他の施設をご紹介します。2階公文書センター入口には、県民情報室があり、情報公開の請求・公開および行政情報、統計情報の閲覧場所となっています。3階の県民情報室事務室では、県庁全体の文書管理・情報公開・個人情報・行政不服審査に関する事務を行っています。このように当館は施設的にも現用文書の管理部門と密接に関わっています。そのことが、公文書管理条例制定や公文書館設置にもつながっており、当館の特徴のひとつであるといえます。

大会参加記

第48回全史料協全国(滋賀)大会参加記

愛知県公文書館

海老沢 和子・清水 禎子
村上 恵美・山口 祐香
渡部 かよ子

【はじめに】

愛知県公文書館は、令和2年度から公文書管理業務のほかに、事業を終えた『愛知県史』編さん業務の一部を引き継いでおり、職員は公文書担当と歴史資料整理担当に分かれて業務に従事している。異なる立場で参加する職員の意見を知ってもらうため、大会参加記はあえて連名で作成した。なお、今回参加した職員は非常勤の会計年度職員であることをお断りする。

【研修会】

「アーカイブズのための電子記録入門」

金甫榮氏の「電子記録の長期保存のための基礎」はかなり専門的な報告だったが、非常に興味深かった。電子記録を長期保存するためには、組織全体が電子記録に関する情報を共有する必要があると思った。特に、当館はマスターデータのみ複製物があるにもかかわらず複製物作成についての基準やマニュアルがないため、作成して定期的にチェックする必要があると思った。

蓮沼素子氏の「大仙市における電子公文書管理システム導入事例と課題」における、電子公文書の長期保存は、元データのフォーマットの定期的なチェックと長期保存フォーマットへの変換が必要であるとの指摘は大変重要だと思った。

愛知県では、既に電子決裁を導入しているが、電子公文書管理については、これか

ら検討しなければならないことが多い。電子公文書および電子記録の長期保存を含めた公文書館規定の見直しや他部署との連携も進めて行く必要があると思った。

金氏・蓮沼氏の両者ともに、公文書の作成段階でPDF/Aへの変換が望ましいとしていることについては、電子記録は必ずしも恒久的なものではないと改めて考えさせられた。公文書の作成段階でどのフォーマットを使用しているか確認する必要があると思った。電子記録は、日々技術が進歩している以上簡単な問題ではないため、その時々最善の技術を利用して最善を尽くすしかないと思った。電子記録の長期保存の例として、国立公文書館の「記録管理メタデータ」の事例は分かりやすかった。

【特別研修会】

「認証アーキビストのこれからを考える」

新井浩文氏の「全史料協における文書館専門職への取り組み」では、全史料協が30年以上前から専門職員の養成を重要視していたことを知った。

柳沢芙美子氏の「なぜ実務経験が必要なのかー認証アーキビストに求められることー」では、福井県文書館において、教職員から異動した職員が認証アーキビストを取得した経緯について報告があった。

尾崎泰弘氏の「認証アーキビストと公文書管理担当職員～アーキビストの認知度を高めるために～」では、博物館学芸員とアーキビストの違いが分かりにくいこと、博物館学芸員が認証アーキビストを取得することで認知度が高くなる可能性があること、等の報告があった。

国立公文書館の「(コメント) 認証アーキビスト実態調査結果について」では、令和

3年1月から現在までに認証を受けた247名を対象に行ったアンケート調査の結果報告があった。認証後の業務に大きな変化はないものの、アーカイブズに係る専門的知識を有することを公に伝えられるようになったことは認証によるメリットであると感じた。ただし、認証アーキビストや准認証アーキビストを取得する人材を増やしたとしても、雇用する側のアーキビストに対する理解が得られない限り、アーキビストの専門性は維持できないように思う。

【ポスターセッション】

五島敏芳氏・戸田健太郎氏の「アーカイブ資料のオンライン展示継続の課題—京都大学研究資源アーカイブ「展示コンテンツ」の事例から—」を受講した。

当館では、原本保護のためデジタル化した複製物を利用に供しているが、デジタル化すれば半永久的に使用できると思っていた。仮にその時の最新技術でデジタル化しても、古いデータは必ずしも永久に使用できるわけではないということが分かった。これからデジタル化するものだけではなく、既にデジタル化してあるものの保存と継続性について勉強する必要があると思った。

【大会テーマ研究会】

報告①阿部弘氏「公文書管理条例の制定と情報公開制度」

滋賀県では、公文書管理担当部局や情報公開担当部局が同じ建物内で隣り合っているため、現用文書を公文書館で所管していない愛知県より全体的な文書管理ができてるように思えた。

公文書等に関する条例についての滋賀県の取組では、意思決定過程に関する文書（記録）の作成に関して、最終的な意思決定のみならず経緯・過程を合理的に跡付け検証できるように文書を作成している点が興味

深かった。直接関わった者だけでなく、第三者も理解できる記録を残すことは、後の事務手続を迅速に進められるため合理的だと思った。

報告②岡田昌子氏「県立公文書館の概要と評価選別」

滋賀県は、県立公文書館の開館に至るまで、時宜に見合った取組を行っている印象を受けた。

評価選別の仕組みについては、限られた時間と職員数の中で「一次選別」「二次選別」「第三者評価」を経て「移管文書の確定」を行っており、継続的に歴史公文書等を後世に伝えようとされている熱意を感じた。また、愛知県にはない審議会への意見聴取の制度があることに感嘆した。愛知県では意見聴取の制度がないため、文書作成した原課に意見を聞くことはできるが、公開前の公文書について外部に意見を聞くことは難しい。こうした制度があればより多面的な評価選別ができると思った。

報告③大月英雄氏「県民に開かれた公文書館に向けて—認証アーキビストに何ができるか—」

滋賀県のあゆみを豊富な資料写真と共に紹介した記念誌や授業指導案集を作成するなど普及活動に力を入れている、利用者からの問い合わせや議会質問を展示の企画で活用している、という発想は面白いと思う。当館でも参考にしたい。

アーキビスト認証制度創設により、専門職員を置き待遇を改善することで滋賀県公文書館での取組内容にも厚みが出たのではないかと印象に残った。

報告④烏野茂治氏「滋賀県内市町におけるアーカイブズの土壌について—近江八幡市の事例から考える—」

近江八幡市では旧町村役場文書も明治18年から保管されている。地域資料は町（字）ごとの共有文書が多く、集会所等で管理されており、集落等での字史の編さんが地域の歴史教育にも貢献している。こうした取組が同市の公文書館機能設置の背景にあったことを知ることができた。また、滋賀大学経済学部附属史料館の存在が大きいとあったが、愛知県史編さんの際にも同館で資料調査を行っており、全国的に重要な資料館であることを再認識した。

滋賀県の19市町のうち、公文書管理条例が施行されていないが歴史的公文書の選別等を行っている市町が7市町ある。近江八幡市のように、滋賀県では各地で地域の歴史資料を保存していくという意識が強く、こうした姿勢が、同県における明治～昭和戦前期の「特定歴史公文書」「行政資料」の現存率の高さにも比例しているのではないかと考えさせられた。

【大会テーマ討論会】

滋賀県は、市町村も含めて文書の一括管理を業務委託で行っていることに独自性があり、結果として良い方向に向かっているため、他県市町村も参考になるのではと思う。文書管理システムにおいて延長分も含めて文書全体を把握できていることは理想的だと思った。評価選別にあたって、審査事例の蓄積が重要である、といった報告についてはその通りだと思う。

特定歴史公文書等の利用審査は、原課とのやりとりがあるため原則30日以内に利用の決定を行えるような基準作りがされている。利用制限文書は、デジタル化しパソコン上でマスキング処理済みのものを閲覧に供しているとのことで、愛知県でも参考にしたい。

滋賀県立公文書館は、民間資料の保存にも努めており、共有文書を中心に受け入れられるものは受け入れているとのことであるが、今後は資料保存施設同士の情報共有（目録検索を含む）をどのように構築するかが課題だと思った。

討論の中で全史料協の閉鎖性について言及があったが、公文書館や文書館の中でも温度差がある中、資料保存機関として一体化した議論は不可能に近い。今後は資料の保存だけでなく、汎用性のある資料公開方法や利活用について議論する場になってほしい。

全史料協（滋賀）大会に参加して

沖縄県公文書館指定管理者（公財）沖縄県文化振興会
外間 より子

【はじめに】

私は、7年のブランクを経て、昨年、縁あってアーカイブズ界に戻ってきた。離れている間に、「公文書管理条例」を制定した自治体が増え、「認証アーキビスト」制度がスタートしていた。以前所属していたアーカイブズは基礎自治体、離れている間に身を置いていたのは異業種、戻ってきたのは広域自治体の指定管理者ということで、見るもの聞くもの全てに時の流れと組織文化の違いに戸惑いを感じている“出戻り”の記す「参加記」が、この場に相応しいとは思えないのだが、2日間の大会で心に残ったキーワードごとに所感を記していきたいと思う。

【コミュニケーション】

沖縄県では、紙の文書でさえも管理の不備を指摘されている状況なのに、電子記録が適正に管理されるのか不安しかない。

私が離れている間に、電子記録への取り

組みは進んでいて、正直、知識が追い付いていないのだが、渋沢栄一記念財団の金氏の講演と大仙市の蓮沼氏の報告からは、電子記録のシステム構築について、紙文書の管理以上に公文書館と文書主管課とのコミュニケーションや、組織マネジメントのあり方を学ばせてもらった。

福井県の柳沢氏の報告で、アーキビストの実務を「文書館の中核的な業務に加え、制度機構の使命や展望、役割までを見直していくこと」という話に共感をおぼえた。見直しを図るには、コミュニケーションは必須。私自身が指定管理者という立場をよく理解していないからかもしれないが、県文書主管課との関係においてだけでなく、内部においてもコミュニケーション不足を感じている。非常勤の立場で何ができるのかはわからないが、コミュニケーションのあり方を模索しているところだ。

【土壌】

滋賀県の阿部氏、岡田氏、大月氏のお三方と近江八幡市の烏野氏の報告は、「羨ましい」の一言に尽きる。町（字）ごとの共有文書が多く、集会所等で管理されることが多い。また集落単位での字史（地域史）編纂が盛んで、地域（集落）で文書等が「共有」されており、共有文書は自分たちの権利を守るものという意識が地域の人たちに根付いているという。文書等の受入先も充実していて、機関や館種を越えた連携が密にできているからこそ記録を守る「土壌」を良好な状態で維持できているのだろう。

飯能市の尾崎氏の報告において、「土壌」という表現はなかったけれど、文書主管課（総務部庶務課）の認証アーキビストへの関心の高さが、地元の駿河台大学メディア情報学部アーカイブズコースの存在にあると言う。つまり、適正な文書管理に対応できる人材を育てる「土壌」があると言えよう。

【評価選別】

滋賀県が評価選別において、第三者評価として審議会への意見聴取の場を設けていることについて、私自身、歴史公文書を評価することへの責任の重さの違いに不安を覚えずにはいられない。何故なら当館では、ガイドライン構築を目的とした「シリーズ選別」という手法で、歴史学を修めず、ましてや行政経験のない私のような非常勤職員が評価選別に携わっているからだ。現行の文書管理システムとの連携ができていない中で、しかも公文書館への引渡しが進まない課がある中で実施する評価選別に「この判断は適正なのか」という疑問は常に付いて回る。評価に際して判定理由の記録は残しているのですが、いつかはその記録も評価する必要がある、というよりも評価されなければならないだろう。

滋賀県のような第三者評価の場を設けることはできないかもしれないが、説明責任を果たすという観点から、当館の評価選別の基本方針も手法も今一度確認し直すことが必要なのではないかと個人的には感じている。

【おうちアーカイブズ】

今大会で一つだけ残念だったことが、立教大学共生社会研究センターの平野氏によるポスターセッションを終了間際の数分しか聞けなかったこと。たしか「おうちアーカイブズ」という言葉が発せられていたと思う。私事で恐縮だが、高齢の叔母の終活の手伝いとして、叔母が収集してきた資料の整理をしている。築70年余の古民家で部屋ごとにテーマを決めて資料や書籍を収めているから、まさに「おうちアーカイブズ」そのもの。子どもたちからは、「興味ないから処分してくれ」と言われているというので、その前に「何かしら誰かのお役に立てそうな形を作りたい」ということで私に声

がかかった。

記録を残す「土壌」が良好ではない地域で、未来に向けて「土壌」を育てなおすとしたら、組織アーカイブズだけではなく、家庭や個人レベルにおいても記録を残すことの意義を伝えていく必要があるだろう。今では、「おうちファイリング®」や「ホームファイリング®」等という講座も広まってきている。そこからの繋がり、「記録を残す」ということをより身近に（つまりは自分事として）捉えてもらうための「おうちアーカイブズ」の普及活動（たしかポスターセッションの中でも公民館講座という話もあったかと思う）が、認証アーキビストの活躍の場としてあってもいいのではないだろうか。（きっと私が情報を得ていないだけで既に実践例があるのかもしれないが・・・）

沖縄県において、一般の公文書管理条例制定への動きが県民のどれだけの関心を集めているのかわからないが、良好な「土壌」を育てていく好機ととらえて、公文書館として記録を守り次世代に繋いでいく土壌の耕作者として汗を流す時が来ていると感じている。

【おわりに】

私は、縁あってこの業界に戻ってきたが、期間限定の在籍となるので、資格取得には関心が薄いのだが、柳沢氏の「資格は組織内部に効く」という報告に、ほんの少しだけ気持ちが揺らいだ。それは、沖縄県の文書管理条例制定への動きが、ほんの少し現実味を帯びたことによる。きっと条例が制定され施行される頃には私はここから離れているだろうが、限られた時間、非常勤という立場であっても何かできることがあるのかもしれない、というよりも制度が変わっていく過程をより近くで見たいという好奇心が、気持ちを揺らしたのかもしれない。

私自身は恐らく資格取得には至らないと思うが、認証アーキビスト制度がこれからますます磨かれてより良いものになることを期待している。

大会がオンライン開催だからこそ、遠方にあっても学ぶことが容易になり、お陰様で多くの刺激を受け、学びの多い大会となった。運営に携わった事務局や関係者の皆さまにはご苦勞も多々あったかと推察される。いつの日か記録を残す豊かな土壌が育まれている滋賀県を訪れるという目標ができたことに感謝して、参加報告とさせていただきます。

全国（滋賀）大会に参加して

静岡大学情報学部
清水恵枝

大会テーマについて

2022年大会テーマは「公文書管理条例と向き合う公文書館：認証アーキビストの挑戦」であった。公文書管理条例と認証アーキビストという大きな要素が2つ入っている。これまでの大会テーマがどうだったか大会冊子95～97頁「全国大会のあゆみ」を眺めてみると、公文書管理法をテーマに入れた大会はあったが、条例を掲げるのは初めてである。この法律および条例は、文書の作成からアーカイブズとして保存、利用するまでを公文書管理とする組織アーカイブズを規定するものである。それから専門職をテーマに掲げたのも初めてである。開催地滋賀県の登場は、全史料協の大会を一步どころか二歩も進めさせたのである。

プログラム構成は現地開催をしていた時と同じで、1日目に施設見学と研修会、2日目に大会テーマ研究会を維持している。例年にならえば大会テーマは2日目が本番であるところ、組織アーカイブズと専門職

の報告は1日目にも組まれた。1日目午前の研修会では「アーカイブズのための電子記録入門」と題し、電子文書の組織アーカイブズが扱われた。続く午後には「認証アーキビストのこれからを考える」という特別研修会が設けられた。本稿では大会テーマの2大要素を伝えるため、プログラムの順番ではなく「組織アーカイブズ」と「専門職」に報告を振り分けて述べることにする。大会すべての報告、発表について触れることをしないが、どれも有意義で多くの示唆を与えてくれたことはしっかり申し添えておく。

組織アーカイブズについて

まず組織アーカイブズ関連の報告から述べる。ここに含める報告は、1日目研修会で理論と実務の対になる2つの報告と2日目大会テーマ研究会における滋賀県の公文書管理条例を基盤にした情報公開と評価選別の報告である。まず研修会では、渋沢栄一記念財団の金甫榮氏が「電子記録の長期保存のための基礎」と題して、大仙市アーカイブズの蓮沼素子氏が「大仙市における電子公文書管理システム導入事例と課題」と題して報告をした。大会テーマ研究会では、滋賀県立公文書館の阿部弘氏が「公文書管理条例の制定と情報公開制度」、同館の岡田昌子氏が「県立公文書館の概要と評価選別」についてそれぞれ報告をした。作成からアーカイブズ保存利用までを見通すしくみで公文書管理はどう運用されるか。以下、各報告を要約してみる。

金氏は、0と1の世界から電子データが意味のある情報になり、構築すべき管理システムのレベルまで順序だてて説明した。おかげで散らばっている知識を整理してもらえた。続く蓮沼氏の報告は、大仙市の電子公文書管理システムの導入で、氏自身が対応した内容だった。アーカイブズ担当も

公文書管理の仲間に入っているが、システム導入にちょっと話の置いてけぼりを食らいつつ、今は創意工夫で乗り切り、次の更新機会を狙うという。視聴していた参加者はアーカイブズ担当「あるある」と、共感と苦笑いをしていたのではないか。滋賀県の阿部氏と岡田氏の報告は、公文書管理を基盤に情報公開や情報保護が機能し、評価選別の手順も次はこう、次はこうとシステムチックな運用を披露した。

4氏の報告を聞いて、電子でも紙でもアーカイブズ段階まで文書を確実に移管させるには、管理全体の品質もセットで示すことが重要だということが分かった。大会テーマ研究会司会の長谷川伸氏が「やっとここまで来れたねえ」とニコニコしながら言った（マスクをしても分かった）。「これまではアーカイブズの部分だけだったが、現用からアーカイブズの保存から利用までの話ができた」と。歴史的公文書の保存は、作成段階から計画をしてなされるべきであると論理的に分かっていることが、こうして実務で再現されるのを見たのである。デジタル情報システムが社会インフラになっていく流れがあり、また公文書管理条例の制定が首長の選挙公約に掲げられたり、市民からも条例制定の要望が出されたりしている。組織アーカイブズを構築する環境が整いつつあるのはとても良い。

専門職について

続いて専門職・認証アーキビストについて述べる。ここに含める報告は、1日目特別研修会と、2日目大会テーマ研究会の中の1報告である。専門職問題にこれまで全史料協が何をしてきたのか、特別研修会の趣旨説明・問題提起で新井浩文氏が説明した。それによると1969年日本学術会議の勧告「歴史資料保存法の制定について」で専門職が明記され、1987年公文書館法の条文

に「専門職員」が入ったにもかかわらず「附則第2項」がつく。長い年表（大会冊子27～30頁）が物語るように、要望や提言等の提出、調査報告、専門職問題にかかる委員会の設置、シンポジウムの開催など、次々に矢を放ってきた全史料協の運動は長い。認証アーキビストの登録を受けた3氏の報告に聞き入った。

ぜひ報告した方々が執筆されたものを読んでいただきたい。三者三様に仕事への向き合い方があり、それぞれ考えをお持ちであるところ、筆者の下手な要約で多くをそぎ落としてここに記すのがとても後ろめたい。福井県文書館の柳沢芙美子氏は、距離を置いて見ていた認証アーキビストを取得することにしたのは、組織にとって効果があるからだと述べた。飯能市立博物館の尾崎泰弘氏は仕事の質の担保だとした。滋賀県立公文書館の大月英雄氏のご自身が携わっている業務の詳しい説明をした。大月氏の報告はひとつひとつの案件に分析と着地点があり、アーキビストの研究能力を示した形だ。

認証アーキビストの要件「実務経験」は、1号申請は3年、2号申請なら5年となっている。3年や5年は目安であることは承知だが、柳沢氏は実務に就いていた長さで専門性が測られるのではなく、その中身を問うために「実践知」という言葉を用いたと思う。これは尾崎氏報告の「仕事の質の担保」、大月氏報告にある業務案件の判断経過に通じる。現場におけるよりよい判断、またはより悪くならないよう影響が少ない無難な選択。これらは「実践知」のなせる業で、膨大な時間を業務に向き合って積み上げてきた経験から得た「知恵」がそうさせている。次はその一つ一つの判断に言葉を与えることが必要だ。

これからについて

認証アーキビスト制度によって職務基準が整備されたことは良かった。次は職員の身分問題に本腰を入れる必要がある。滋賀県の大月氏報告によると、2013年時点で公文書館職員における非正規は6割を占めている（大会冊子76頁）。10年、100年と長い時間をリレーのように、次の世代へ歴史資料を無事に引き渡すのが任務であるのに、私たちの立場はあまりにも不安定ではないか。図書館でも非正規司書の割合が多く、深刻な問題となっている。日本図書館協会では「非正規雇用職員に関する委員会」を設置している。

全史料協は公文書管理法が制定されてから、『公文書館機能ガイドブック』を発行したり、「公文書館機能普及セミナー」を各地で開催したり、アーカイブズ制度の普及に努めている。個々の自治体が公文書管理の質を上げていくことで、民主社会の底上げをしていくことができるだろう。筆者が初めて参加した大会は2000年の大分大会だった。そのころから存じ上げる方々が次々と画面に登場し、貫禄ある姿を見せた。長く資料保存に従事してきた方々だ。筆者も機会をとらえて資料保存の活動に取り組んでいきたい。

第48回全史料協全国(滋賀)大会を終えて

大会を終えて

大会・研修委員会

第48回全史料協全国(滋賀)大会は、令和4年10月27日(木)・28日(金)に開催された。新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から、昨年度の高知大会に続いてのオンライン開催となった。配信会場はピアザ淡海 滋賀県立県民交流センターである。両日ともに好天に恵まれた中、琵琶湖畔にあるこの会場へ皆様にお集まりいただけなかったのは大変残念であった。

こうした中にもかかわらず、全国大会の開催をお引き受けいただき、御協力を賜った滋賀県立公文書館の皆様には深く感謝申し上げます。

今年度の大会テーマは、「公文書管理条例と向き合う公文書館—認証アーキビストの挑戦—」とした。全史料協の大会テーマとして初めて専門職問題を取り上げるにあたり、公文書管理条例下で公文書館を開館した滋賀県の事例に学びながら、当該条例をアーキビストがいかにも有効に機能させることができるのかを考えるとともに、蓄積してきた「力」を結集・共有して、新たなアーキビストの時代をひらく一助としたいとの思いを込め、このテーマ設定とした。

1日目は開会行事の後、オンライン施設見学として、滋賀県立公文書館を紹介いただいた。この紹介は、翌日の大会テーマ研究会と連動するもので、同館の活動への理解を深めることができる内容であった。

小休止を挟んで、研修会「アーカイブズのための電子記録入門」を開催した。まず、電子記録の基礎的知識を身に付けることを目的とした「電子記録の長期保存のための基礎」

と題する講演と、具体例に即した「大仙市における電子公文書管理システム導入事例と課題」との報告が行われた。その後、事前に寄せられた質問への回答が、講師と報告者によるディスカッション形式で進められた。

午後からは特別研修会と銘打って、「認証アーキビストのこれからを考える」を設けた。

はじめに、「全史料協における文書館専門職への取り組み」として、これまで全史料協が取り組んできた専門職問題に対するあゆみを確認した。続けて、「認証アーキビストの声」として、「なぜ実務経験が必要なのか—認証アーキビストに求められること—」、「認証アーキビストと公文書管理担当職員～アーキビストの認知度を高めるために～」の2本の報告により、認証アーキビストが現場で感じてきた「ナマ」の声を寄せていただいた。また、これらの報告を踏まえながら、「認証アーキビスト実態調査結果について」と題し、国立公文書館が認証アーキビストに対して令和4年5月から6月にかけて行ったアンケート結果と今後の取り組みを紹介いただいた。

質疑・討論の時間では、残念ながら参加者から寄せられる意見・質問はあまり多くはなかったものの、登壇者間で交わされた意見交換は、それぞれの発表や報告に対する理解をより深めることができるものであった。



配信会場の様子

休憩の後、ポスターセッションを実施した。これは、事前に手を挙げていただいた4名3グループの方々それぞれZoomのブレイクアウトルームに分かれて御発表いただき、参加者は関心のあるルームに適宜入室する方法で実施した。オンラインによるポスターセッションは初めての試みであったが、各ルームとも活発な意見交換・情報交換が行われた。

2日目は大会テーマ研究会である。趣旨説明の後、午前中は滋賀県立公文書館の報告が3本組まれた。

最初の「公文書管理条例の制定と情報公開制度」では、条例に基づき行われている公文書管理と情報公開制度の関係についての説明を、次いで「県立公文書館の概要と評価選別」では、同館の活動を概観するとともに、館の主たる業務のひとつである評価選別作業を、それぞれ具体的に紹介いただいた。

続く「県民に開かれた公文書館に向けてー認証アーキビストに何ができるかー」では、同館で従事するアーキビストの方々の具体的な業務や取り組みが報告された。

昼休みを挟んで、午後からは「滋賀県内市町におけるアーカイブズの土壌についてー近江八幡市の事例から考えるー」として、近江八幡市の事例を中心に、滋賀県内全体のアーカイブズ事情について報告いただいた。

大会テーマ討論会は、参加者からチャットで寄せられた意見・質問に登壇者が回答する形で進められた。非常に多くの意見・質問が寄せられ、各登壇者には適切かつ端的に御回答いただいた。現状と課題が浮き彫りになった中、今後のアーキビストの役割を考える上で貴重な議論の場となった。

なお、両日の昼休みにはオンラインによる企業展示を行った。通常とは異なる形であったが、各企業が入っているブレイクアウトルームに参加者が入室し、企業への質疑や情報交換ができた。

オンラインによる全国大会は2年目というこ

ともあって、幸い著しい通信トラブルもなく、無事大会を終了することができた。これは大会に御参加いただいた皆様はもとより、御登壇・御発表いただいた方々、大会開催を引き受けてくださった滋賀県立公文書館の皆様、共催・後援いただいた各機関、さらには配信会場として種々御高配いただいたピアザ淡海 滋賀県立県民交流センター、配信にあたって手厚く技術サポートいただいた㈱響映のお力添えの賜物と思っている。心より感謝申し上げたい。

令和5年度の全国大会は、閉会行事で昭和女子大学の湯上准教授に大会引き受けの御挨拶をいただいたとおり、東京都内での開催である。アンケート回答を集計したところ、今年度大会の内容については、おおむね御好評をいただいたと思っているものの、大会の開催方法については、オンラインの利点を活かす御要望がある一方、従来のような参集開催を望む声も少なくない。今後は、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぎながら、大会をどのように実施していくかを模索・検討していく必要があると考えている。会員各位の一層の御支援・御協力をお願いし、結句としたい。



今回は東京都での開催です！

◆ ◆ ◆ 会 員 動 向 ◆ ◆ ◆

区 分	R4.9.1 現在	入 会	退 会	R5. 2. 1 現在
機 関 会 員	139	0	0	139
個 人 会 員	255	5	3	257
合 計	394	5	3	396

◎新規会員

個人会員 齋藤 全一郎[東京都]、西山 直志[東京都]、山田 邦夫[東京都]、
菊地 悠介[神奈川県]、大上 直美[大阪府]

*敬称略。退会者と変更事項については省略しました。

◆ 会誌『記録と史料』第34号原稿募集のお知らせ ◆

会誌『記録と史料』は、大勢の皆さまの原稿に支えられています。

「研究」、「アーキビストの眼」、「世界の窓」、「書評と紹介」などの各コーナーの原稿は、随時募集しています。2023年10月末までに提出された原稿について、内容を審査し、第34号への採否を決定します。投稿希望の方は、広報・広聴委員会までご連絡ください。会員の皆さまの積極的な投稿をお待ちしています。

【お問い合わせ先】

全史料協広報・広聴委員会事務局（神奈川県立公文書館）

TEL：045-364-4456 FAX：045-364-4459 E-mail：pr@jsai.jp

■ 編 集 後 記 ■

○会報113号をお届けします。10月に開催された第48回全国（滋賀）大会特集号です。大会テーマは「公文書管理条例と向き合う公文書館－認証アーキビストの挑戦－」。開催地の滋賀県では、令和2年に公文書管理条例と公文書館設置条例が施行され、また公文書館も開館しました。他方、同年度には国立公文書館によるアーキビストの認証制度がはじまり（令和3年1月1日認証～）ました。本大会では、滋賀県の実例を中心としてご報告いただき、また、同県をはじめ全国のアーキビスト（専門職員）が、公文書の保存・公開にこれまで以上に積極的にかかわり、対峙していくことについても報告がありました。大会自体は、昨年度に引き続きオンライン開催となってしまったのは残念ですが、（後日の会員限定動画配信もあり）充実し実りの多い会となったのではないのでしょうか。（K）

全国歴史資料保存利用機関連絡協議会 会報113号

2023(令和5)年3月31日発行

全史料協事務局 東京都公文書館

〒185-0024 東京都国分寺市泉町2-2-21

TEL：042-313-8460 FAX：042-313-9105

広報・広聴委員会事務局 神奈川県立公文書館

〒241-0815 神奈川県横浜市旭区中尾1-6-1

TEL：045-364-4456 FAX：045-364-4459